

令和元年第4回矢掛町議会第4回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和元年12月3日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （散会） 午前11時35分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	川 上 淳 司	出	8	土 田 正 雄	出
9	浅 野 毅	出	10	花 川 大 志	出
11	山 野 豊 久	出	12		

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |           |           |         |
|-------------|-----------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦   | 副 町 長     | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二   | 総務企画課長    | 奥 野 隆 俊 |
| 町 民 課 長     | 稲 田 由 紀 子 | 保健福祉課長    | 小 川 公 一 |
| 産業観光課長      | 妹 尾 一 正   | 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 |
| 上下水道課長      | 平 井 勝 志   | 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也   | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之   | 総務企画課長代理  | 河 上 昌 弘 |
| 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸   | 矢 掛 寮 長   | 西 山 弘 之 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長    奥 村 栄 治                      書                      記    大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
 日程第2 会期の決定  
 日程第3 諸般の報告

- 日程第4 発議第2号 矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第80号 矢掛町職員の分限に関する条例及び矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第81号 矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第82号 矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第83号 やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第84号 矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第85号 矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第86号 矢掛町病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第87号 矢掛町公立幼稚園条例及び矢掛町公立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例制定について
- 議案第88号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例制定について
- 議案第89号 矢掛町振興計画の一部変更について
- 議案第90号 町道の路線認定について
- 議案第91号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第92号 令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第93号 令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第94号 令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第95号 令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第96号 令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第97号 令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第98号 工事請負契約の締結について {古屋谷橋橋梁災害復旧工事（上部工）の契約の締結}
- 議案第99号 工事請負契約の締結について（元町排水機場ポンプ更新工事の請負契約の締結）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開会

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。

平成から令和へと御代が移り、昨年の7月豪雨災害からひたすら復旧・復興に取り組んで来たこの1年も、残すところあと僅かとなりました。

師走の諸事御多忙の中、本会御出席をいただき、まことに御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第4回矢掛町議会第4回定例会を開会いたします。

なお、名部病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日の会議を欠席させていただきたい旨、申し出がありましたので、御報告いたします。

それでは直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（花川大志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番山部多喜夫君と、7番川上淳司君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（花川大志君）** 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日3日から11日までの9日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日3日から11日までの9日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（花川大志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、町長から、挨拶を兼ねて御報告いただきます。山野町長。

○町長（山野通彦君） 皆さん、おはようございます。

師走に入り、本年も残すところ、あと僅かとなりましたが、本日は、令和元年第4回矢掛町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに大変お忙しい中を、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本年最後の定例会ということで、少し時間をいただきまして、1年を振り返り所感を述べさせていただきたいと存じます。

本年は、新天皇陛下が御即位され、新たな元号“令和”に変わる特別な年でありました。10月22日に行われた、即位礼正殿の儀では、大勢の国民参列のもと、厳粛に執り行われ、その中で、国民の幸せと世界の平和を常に願い、国民に寄り添いながら、日本国及び日本国民統合の象徴としての努めを果たしになると宣明されました。我が国日本の一層の発展、国際社会の平和や人類の繁栄をお祈りする次第でございます。

また、昨年は、7月豪雨による自然災害の発生に大変苦慮した年でしたが、本年は比較的、大規模な風水害を被ることなく、年末を迎えられ、安堵しておるところでございます。これも偏に、消防団の年間を通じての予防消防活動、それに加えて、日頃からの防災・減災を意識して日常を送っていただいている町民の皆様の心がけのおかげだと感謝いたしております。

しかし、東日本を中心に、台風による豪雨で川の堤防が壊れる、決壊が発生し、記録的な豪雨災害となりました。自然災害は、いつどのような形で襲ってくるのか、予測がつかないことも踏まえながら、本町では、昨年の豪雨災害からの復旧・復興や、防災・減災対策に力を入れており、現在、地区防災懇談会を開催する中で、戸別受信機等の配付などを行っております。今後も町民の皆様への防災意識の向上に向けた取り組みをしっかりと図っていきたいと考えております。

また、明るい話題といたしましては、本年9月に、ラグビーワールドカップが日本で開催され、日本代表選手は、ワンチームを合言葉に、史上初のベスト8に進出し、多くの国民に感動と希望を与えてくれました。来年の東京オリンピックでは、ラグビーのみならず日本代表選手の活躍に期待をしております。

一方、政府におきましては、今年度の補正予算編成に向けた動きがあり、10兆円規模と大規模なものとなり、国土強靱化などの公共事業に4兆円以上が充てられ、景気対策として中小企業支援なども費用に盛り込まれるようでございます。政府の動向等につきましては、今後とも十分注視してまいりたいと存じます。

さて、本町におきましては、本年度事業を堅調に進めておりますが、これから本格的に新年度の事業計画及び予算編成に取り組んでまいります。これまでどおり、安定した行政運営と、住民ニーズに配慮した事業、そして人口増につながる施策を積極的に推進してまいりまいる所存でございますので、議員の皆様には、何卒御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

さて、今回の定例会で御審議いただきます案件は、条例の一部改正、廃止及び新規制定について9件、矢掛町振興計画の一部変更について、町道の路線認定について、補正予算について7件、工事請負契約の締結について2件の計20件でございます。どうか、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けいたしておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。

まず、報告第1号、一般社団法人バートインターナショナルへの補助金について御報告を申し上げます。

補助金の一部未確定の保留部分について、弁護士と協議を重ね、確定が立証できる書類を提出を求めまいりました。去る9月30日に、要求した書類が提出されましたので、確定をいたしました。

そして、11月21日に会計検査が入りまして、その内容は、平成27年度から30年度までの地方創生関連事業、つまりこの案件も対象となっております、全事業、了承されました。この双方の行為を含めて、決着いたしましたので御報告申し上げます。

今後の活用につきましては、今まで議会で議論が続いていたため、行動を控えておりました。

しかし、前回の議会で、2名の議員から御提案があったことも含め、今後多角的に情報収集及び検討をしていきたいと思っております。

なお、この商業高校跡の財産は、条件付きの財産となっておるため、最初にすることとして、岡山県へできるだけ無条件の財産となるよう強く交渉してまいりたいと存じます。

報告第2号、矢掛町病院事業管理者の再任について御報告申し上げます。

矢掛町病院事業管理者であります、名部 誠氏の管理者としての任期が、今月31日をもって満了いたします。

つきましては、引き続き、管理者として選任させていただき、令和2年1月1日の任命から、更に4年間お願いすることといたしたいので御報告申し上げます。名部管理者におかれましては、平成24年1月に矢掛病院に赴任され、同時に事業管理者として任命させていただいております。この間、矢掛町における地域医療の継続のため、病院経営の健全化、医療の質の向上、救急医療の充実などに御尽力いただきました。そして、矢掛病院が地域の中核病院として、住民に信頼されるよう運営に努めてされました。

議員の皆様におかれましても、引き続き、格段のお力添えをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

報告第3号、外国青年招致事業における後任者について御報告申し上げます。

この事業は、外国青年を英語指導員として招致し、町内の子どもたちに幼児期からの国際感覚を身につけさせるため、各幼稚園・保育園及び小学校において巡回指導を行っているものであります。8月末まで勤務していただいた、スンヒン・チュンさんの後任としてアメリカ合衆国から、クリスチャン・アンジェロスさんを11月より招致いたしました。

お手許に資料を配付しておりますが、クリスチャン・アンジェロスさんは、大学では英文学を専攻されておられました。その後、1年間中国のマカオ大学で英語の指導をされていました。矢掛町で子どもたちに英語指導することに、大変意欲を示されています。アンジェロスさんを指導員として招致することにより、引き続き同事業を発展させ、ますます外国語等に親近感を持たせるとともに、国際親善の一層の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

報告第4号、成人式の開催について御報告申し上げます。

新しい人生の門出を祝福いたします、新成人を対象とした成人式を、年明け1月12日の日曜日、午前10時から、やかげ文化センターにおきまして開催いたします。来年の新成人は、男子73名、女子70名の計143名でございます。成人式の実施につきましては、新成人が成人式実行委員会を立ち上げ、式の厳粛さを大切にしたい企画立案及び当日の式の進行を行います。

議員の皆様には、新春早々、御多忙の時期とは存じますが、お繰り合わせのうえ御出席くださいますよう、よろしくお願いいたします。

報告第5号、出初式の開催について御報告申し上げます。

新春の恒例行事であります、矢掛町消防出初式を来年1月26日の日曜日、午前9時から、やかげ文化センターにおいて挙行いたします。この出初式では、消防殉職者に対します黙祷、新入団員への辞令交付をはじめ、消防業務に功労のあった団員の方々への表彰状の贈呈などを行うことにしております。

なお、式典終了後には、アトラクションといたしまして、各地区小学校の鼓笛隊による市中パレード、また、弦橋上流の河川敷におきましては、樽出し・くす玉割りの競技が行われる予定になっております。

議員の皆様には、後日御案内をいたしますので、お繰り合わせ、御臨席を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

報告第6号、第32回矢掛本陣マラソン全国大会の開催について御報告申し上げます。

旧山陽道の宿場町矢掛を舞台に、健康の増進と参加者のふれあいを深めることを目的に、既に町の大イベントとして定着しております矢掛本陣マラソン全国大会を、来年2月16日の日曜日、午前9時から矢掛町総合運動公園を主会場に開催をいたします。本年度も、ハーフマラソン、10.5キロ、5.7キロ、3キロのコースを、年齢・性別・親子ペアなど、17部門に分けて健脚を競っていただくことにいたしております。

なお、近年、参加者の増加・物価上昇等により、大会運営費が増加しているため、今大会から参加料金の見直しを行い、町外者の参加料の値上げをしております。

また、今大会では、駐車場の位置、コースの一部変更を行い、より一層の安全性の確保に努めていることであります。

議員の皆様には、御多用のこととは存じますが、お繰り合わせ御出席いただき、御声援いただきますようよろしくお願いいたします。

報告第7号、ふれあいのつどいの開催について御報告申し上げます。

お手許に配付いたしておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、ふれあい会館の講座生によります成果発表と、人権啓発の一環として、来年2月22日の土曜日、農村環境改善センターにおきまして、ふれあいのつどいを開催をいたします。当日は、午前11時から講座生の作品展示、午後1時から舞台発表を行った後、午後2時30分から、講師として、作家のドリアン助川さんをお招きし、“私たちはなぜ生まれてきたのか？”と題しての講演会を開催をいたします。当日は、手話通訳と要約筆記を御用意しておりますので、聴覚障害をお持ちの方も、ぜひ御来場いただきたいと思います。なお、入場料は無料ですので、お誘い合わせの上、御来場ください。町民の皆様には、広報紙や有線放送等で、お知らせしてまいりたいと存じます。

議員の皆様には、講座生の発表と併せまして、御聴講いただきますよう、お願いを申し上げます。

最後、報告第8号、谷村新司トーク&キャラバンココロの学校の開催について御報告申し上げます。

お手許に配付いたしておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、来年3月7日の土曜日、午後3時から、やかげ文化センターホールにおきまして、谷村新司トーク&キャラバンココロの学校を開催いたします。内容といたしましては、谷村新司さんがココロの学校の校長先生となっており、音を感じるライブ、そしてココロのトーク、更に、子どもたちに元気の種をプレゼントする地元小中学生とのコラボレーションもあり、皆さんで感動を分かち合ひましょう、という内容となっております。入場料は全席指定で、6,000円となっております。

町民、また、議員の皆様におかれましても、今回の素晴らしい音楽会に、御家族、御友人をお誘い合わせの上、お越しくださいますよう、御案内を申し上げます。

以上8件の報告でございました。

〇議長（花川大志君） 町長からの報告が終わりました。次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許に配付の一覧表の通りですので、御覧ください。

また、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、御一読の上、各自御検閲をお願いいたします。

更に、郵送による提出のあった陳情を記載した陳情文書配布表と、期間中の本町議会議員派遣報告一

覧表をそれぞれお配りしておりますので併せて御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４ 発議第２号 矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

○議長（花川大志君） 日程第４，発議第２号矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

なお、この発議案は、全議員からの発議によるものであります。よって、提案理由の説明につきましては、会議規則第３９条第２項の規定によりこれを省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、提出者による提案理由の説明は、省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。発議第２号は、原案の通りに、決する事に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、発議第２号矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５ 議案第８０号 矢掛町職員の分限に関する条例及び矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について

議案第８１号 矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について

議案第８２号 矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第８３号 やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第８４号 矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について

議案第８５号 矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

議案第８６号 矢掛町病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８７号 矢掛町公立幼稚園条例及び矢掛町公立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例制定について

議案第８８号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例制定について

議案第８９号 矢掛町振興計画の一部変更について

議案第90号 町道の路線認定について

議案第91号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について

議案第92号 令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第93号 令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第94号 令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第95号 令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について

議案第96号 令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第97号 令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第98号 工事請負契約の締結について {古屋谷橋橋梁災害復旧工事（上部工）の請負契約の締結}

議案第99号 工事請負契約の締結について（元町排水機場ポンプ更新工事の請負契約の締結）

~~~~~

**○議長（花川大志君）** 日程第5，議案第80号から，議案第88号までの条例制定案件9件，議案第89号の振興計画案件1件，議案第90号の町道路線認定案件1件，議案第91号から議案第97号までの補正予算案件7件，議案第98号及び議案第99号の工事請負契約案件2件，計20件を一括議題とし，町長から提案理由の説明を求めます。山野町長。

**○町長（山野通彦君）** それでは，議案第80号から議案第88号につきまして，提案理由を御説明申し上げます。

議案第80号から議案第86号までにつきましては，条例の一部改正に関するもの，議案第87号につきましては，条例の廃止制定に関するもの，議案第88号につきましては，条例の新規制定に関するものでございます。

いずれも，地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

まず，議案第80号，矢掛町職員の分限に関する条例及び矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によります地方公務員法の改正等に伴い，関係条例について必要な整備をするものでございます。

詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第81号，矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが，主な内容といたしましては，令和元年度人事院勧告を受けて，国が一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を閣議決定し，国会で成立したことから，本町も給料表，勤勉手当等の改正を行うものであります。

詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第82号，矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，令和元年度をもって幼稚園を廃止することに伴いまして，給食共同調理場を利用し，給食を実施する学校・園から幼稚園を削除するものでございます。

詳細につきましては，教育課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。



次に、議案第 83 号、やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、令和元年度をもって幼稚園を廃止し、新たに認定こども園を開設することに伴いまして、やかげ郷土美術館の観覧料の納付に関する条文から、幼稚園を削除し、認定こども園を追加するものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第 84 号、矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、来年 4 月からの認定こども園の開設に伴うものでございます。主な改正点は、矢掛保育園の廃止に関する事及び保育料の徴収に関する条項の改正、延長保育事業、一時預かり事業の追加でございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第 85 号、矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、来年 4 月からの認定こども園の開設に伴うものでございます。主な改正点は、保育料の徴収に関する条項の改正と延長保育事業、預かり保育事業及び一時預かり事業に関する条項の追加でございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第 86 号、矢掛町病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、冒頭報告をさせていただきました、病院事業管理者の再任に伴いまして、管理者の給料の額を改正するものでございます。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第 87 号、矢掛町公立幼稚園条例及び矢掛町公立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例制定についてでございますが、令和 2 年 4 月に認定こども園を開設することにあたり、令和元年度をもって幼稚園を廃止することに伴いまして、関係条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第 88 号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例制定についてでございますが、この条例は、認定こども園の設置に伴いまして、認定こども園と保育園の保育料を一本化して新たに定めるものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第 89 号、矢掛町振興計画の一部変更について提案理由を御説明申し上げます。矢掛町振興計画策定条例第 6 条の規定に基づきまして、この議会の議決を求めるものでございます。

本町の振興計画につきましては、御承知のとおり、現在の第 6 次振興計画の計画期間は令和 7 年度まででございますが、本町の特徴である歴史的な町並みの保存を推進するため、重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指すにあたり、国などへの申請手続きにあたり、まちづくりの総合計画への記載が求められることに伴い、一部変更する必要が生じ、原案変更を行いました。

この原案を、議会議員、住民代表、知識経験者など 14 名からなる振興計画審議会へ諮問をさせていただきまして、去る 11 月 22 日に答申をいただき、その変更案を、このたびの議会へお諮りするものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第 90 号、町道の路線認定について提案理由を御説明申し上げます。これは、町道

の認定にあたり、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第91号から議案第97号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

なお、議案第91号から議案第93号までの一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定、議案第94号から議案第97号までの矢掛町病院事業会計、矢掛町介護老人保健施設事業会計、矢掛町水道事業会計及び矢掛町下水道事業会計の補正予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まず、議案第91号、令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正額は、6,900万円の増額で、補正後の予算総額は、88億4,800万円となります。

主な内容といたしましては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

主なものといたしましては、まず、総務費として、首都圏からの移住者に対する支援策として、新たな支援金制度を設けたことによる予算を計上いたしております。土木費では、昨年の豪雨災害における新たな被災者支援策として、被災者が住宅の再建を図る際の借入金に対する利子負担を軽減するための補助制度を新設したことに伴う予算を計上いたしております。

また、このたび、町内の一個人から「教育の振興に役立ててほしい。」との御厚意のもと、多額の寄附を賜っております。

そこで、寄附者の御意志を尊重していく中で、認定こども園の遊具整備の財源として、また教育費における備品の整備などの財源として、有効活用させていただくための予算計上を行っております。

そのほか、職員の給与費等の人件費並びに補助事業の確定に伴います事業費の調整などを計上いたしております。

詳細につきましては、総務企画課長・課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。次に、議案第92号、令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ100万円を減額し、補正後の歳入歳出総額を、17億7,900万円とするものでございます。

主な内容といたしましては、人件費の調整及びオンライン資格確認に係るシステム経費の改修費でございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第93号、令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正額は、保険事業勘定及びサービス事業勘定で、歳入歳出の増減はございません。予算の組み替えのみとなっております。主な内容といたしましては、人件費の調整のほか、新規事業として住民ボランティア活動の立ち上げを支援する、高齢者生きがい活動促進事業についての補正でございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第94号、令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支は、退職給付引当金の調整によります特別利益を計上し、収支の過不足額を調整いたしております。

また、資本的収支につきましては、医療機器購入分に係る収入をそれぞれ補正予算として調整いたしております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第95号、令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、収益的収入の補正後予算額を3億900万円で、収益的支出の補正後予算額を3億100万円で調整し、収支差引800万円の純利益を計上する予算編成とさせていただいております。

主な内容といたしましては、人事異動等によります人件費と事業費精査に伴います経費の補正を行っております。

詳細につきましては、たかつま荘事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第96号、令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支につきましては、有価証券売却益の計上、退職給付引当金の積み増しと、職員給与費の調整、また、資本的収支につきましては、職員給与費の調整による事業費の組み替えをそれぞれ補正予算として調整させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第97号、令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支につきましては、建設改良及び災害に伴う資産減耗費の増額と、見合いの長期前受金戻入の増額、一般会計負担金の収益的収支及び資本的収支間での組み替えなど、また、資本的収支につきましては、繰上償還の実施に伴う起債償還元金の減額と、浄化センター増設工事等の調整による事業費の組み替え、笠岡市からの負担金の増額、企業債の増額などを、それぞれ補正予算として調整させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第98号及び議案第99号の工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。いずれも、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第98号、工事請負契約の締結についてでございますが、これは、古屋谷橋橋梁災害復旧工事（上部工）の請負契約の締結について、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第99号、工事請負契約の締結についてでございますが、これは、元町排水機場ポンプ更新工事の請負契約の締結について、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上が、議案第80号から議案第99号までの提案理由及び説明でございます。御審議の上、よろしくお願いをいたします。

**○議長（花川大志君）** 町長からの提案理由の説明が終わりました。

次に、執行部から議案の説明を求めます。奥野総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 〔議案第80号・議案第81号について説明記載省略〕

**○議長（花川大志君）** 松嶋教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 〔議案第82号・議案第83号について説明記載省略〕

**○議長（花川大志君）** 小川保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君）　〔議案第 8 4 号・議案第 8 5 号について説明記載省略〕  
○議長（花川大志君）　稲田病院事務長。  
○矢掛病院事務長（稲田欽也君）　〔議案第 8 6 号について説明記載省略〕  
○議長（花川大志君）　松嶋教育課長。  
○教育課長（松嶋良治君）　〔議案第 8 7 号について説明記載省略〕  
○議長（花川大志君）　小川保健福祉課長。  
○保健福祉課長（小川公一君）　〔議案第 8 8 号について説明記載省略〕  
○議長（花川大志君）　奥野総務企画課長。  
○総務企画課長（奥野隆俊君）　〔議案第 8 9 号について説明記載省略〕  
○議長（花川大志君）　お諮りいたします。ここで 1 5 分程度、休憩いたしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって、1 0 時 4 5 分まで休憩いたします。休憩。  
午前 1 0 時 3 0 分　休憩  
午前 1 0 時 4 5 分　再開

○議長（花川大志君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き執行部からの議案説明を求めます。  
渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君）　〔議案第 9 0 号について説明記載省略〕  
○議長（花川大志君）　奥野総務企画課長。  
○総務企画課長（奥野隆俊君）　〔議案第 9 1 号について説明記載省略〕  
○議長（花川大志君）　河上総務企画課長代理。  
○総務企画課長代理（河上昌弘君）　〔議案第 9 1 号事項別明細について説明記載省略〕  
○議長（花川大志君）　稲田町民課長。  
○町民課長（稲田由紀子君）　〔議案第 9 2 号事項別明細について説明記載省略〕  
○議長（花川大志君）　小川保健福祉課長。  
○保健福祉課長（小川公一君）　〔議案第 9 3 号について説明記載省略〕  
○議長（花川大志君）　稲田病院事務長。  
○矢掛病院事務長（稲田欽也君）　〔議案第 9 4 号について説明記載省略〕  
○議長（花川大志君）　丹下たかつま荘事務長。  
○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君）　〔議案第 9 5 号について説明記載省略〕  
○議長（花川大志君）　平井上下水道課長。  
○上下水道課長（平井勝志君）　〔議案第 9 6 号・議案第 9 7 号について説明記載省略〕  
○議長（花川大志君）　奥野総務企画課長。  
○総務企画課長（奥野隆俊君）　〔議案第 9 8 号・議案第 9 9 号について説明記載省略〕  
○議長（花川大志君）　提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

~~~~~

○議長（花川大志君）　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会とし、次の本会議を明日 4 日、午前 9 時 3 0 分から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれにて散会とし、明日の午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、皆さん、お疲れさまでした。散会。

午前11時35分 散会

令和元年第4回矢掛町議会第4回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和元年12月4日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （散会） 午後 1時40分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	川 上 淳 司	出	8	土 田 正 雄	出
9	浅 野 毅	出	10	花 川 大 志	出
11	山 野 豊 久	出	12		

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|           |         |             |           |
|-----------|---------|-------------|-----------|
| 町 長       | 山 野 通 彦 | 副 町 長       | 山 縣 幸 洋   |
| 教 育 長     | 嶋 山 英 二 | 矢掛病院管理者     | 名 部 誠     |
| 総務企画課長    | 奥 野 隆 俊 | 町 民 課 長     | 稲 田 由 紀 子 |
| 保健福祉課長    | 小 川 公 一 | 産 業 観 光 課 長 | 妹 尾 一 正   |
| 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 | 上 下 水 道 課 長 | 平 井 勝 志   |
| 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 | 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也   |
| 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 | 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之   |
| 総務企画課長代理  | 河 上 昌 弘 | 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸   |
| 矢 掛 寮 長   | 西 山 弘 之 |             |           |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 一般質問 5番, 1番, 4番, 6番, 8番, 7番, 9番

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（花川大志君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き御苦労さまです。

ただいまの出席議員は、11名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 5番, 1番, 4番, 6番, 8番, 7番, 9番

**○議長（花川大志君）** 日程第1, 一般質問を行います。お手許に配付しております一般質問一覧表のとおり、今回質問を行うのは7名の方々です。質問の順序は通告順といたします。

では、まず5番、石井信行君をお願いします。5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** 5番、日本共産党の石井信行です。発言通告に従って3点お尋ねをします。

バートの問題、それから中国精油の問題、病院統廃合の問題の3点です。

最初のバートの問題からお尋ねいたします。ここに平成29年11月27日付けの、バートへの補助金確定通知書という文書があります。矢掛商業高校の跡地に誘致された、防災の対応を謳い文句にした企業が誘致されました。バートインターナショナルの代表の片山敬済氏に山野町長から出されたものです。補助金交付決定額が5,000万円となっております。事業費は1億円です。そこに、5番目に未確定額というのが書いてあって、未確定額の内訳に防災アプリソフト代などというのが書いてあります。バートは昨年2月に矢掛町との10年契約を中途解約してどこかへ出ていきました。平成29年11月20日、この最初申しました文書の一週間前に総務企画課が町長に提出した伺い書によると、この未確定事業、防災アプリソフト代については、「概算払い請求内容のソフトと違うものであるため、その旨を指摘しているが、現時点で変更がなされていないため未確定、括弧、保留とする。」となっております。ここで防災アプリソフトが出来上がったと認められないので未確定、保留としているわけです。この伺い書に町長が判子を押されて、この補助金交付決定通知書がバートの方へ届けられて、町からの5,000万円、それから、後から言います、地域金融機関からの5,000万円がバートへ流れているわけです。で、1億円の事業になっているわけです。

ところが、バートが町に提出した補助金実績報告によると、建築、設備で322万、それから備品購入で、618万何某で合計940万何某が実績となっております。で、補助はこの2分の1ですから470万3,000円が補助金確定額となります。ですから、前払いの補助金5,000万円から、この470万3,000円、この確定額ですね、今、言いました確定額を引いた、4,529万7,000円を返還してもらう必要がある。なぜ、裁判をしても、この補助金を返還請求しないのかお尋ねしますというのが、昨日の朝までの私の準備書面でした。

ところが、昨日の本会議で山野町長から「バートへの補助金は未確定部分が確定した。解決済みだ。」という報告がありました。状況が変わったということでしょうか、実態がよくわからないのでお尋ねします。防災アプリが完成したと認定されたのでしょうか。認定証は発行されていますか。防災アプリを町のホームページに上げてみんなが使えるようになっていますか。この2点、認定証が発行されているか。ホームページにアプリが上げられているか、この2点を端的にお答えください。副町長に答弁を求めます。

**○議長（花川大志君）** 副町長

**○副町長（山縣幸洋君）** それでは失礼します。5番議員さんの御質問ですが、昨日、町長のほうが御

報告を申し上げましたとおり、基本的にはこちらが求めていた書類が提出されたということで確定という手続きをいたしております。アプリの問題なんですけれど、アプリについては確定、実績の検査の時点でアプリ自体はございましたのでアプリの確認はいたしております。今、おっしゃられました、当初申請で載っておりましたアプリ、そこを変更したことについて、それについての書類的なものが提出されていなかったの、そういったものを求めていたというのが現状でございます。変更前のアプリ、それから、変更したことについて、これが解決したということで確定いたしております。それからアプリについては町のホームページに載せるものではございませんので、あくまで事業主体がバートであります。バートが委託をして作成したもので町の所有するアプリではございません。ですから、町のホームページで載せるという行為はいたしておりません。以上です。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○5番（石井信行君）** 再質問をします。書類、変更、最初に出されたのと違う変更の書類が出たから、それでオーケーだという話をされましたが、その書類はこの会議、本会議、私が質問をするのは11月5日にこれを出しているわけですね。変更したという書類は全員に示して、こういうふうに変更になったから、もうバートとの関係はなくなったんだということを言う必要があるし、それから、だから、それをここに出していただきたいということを、議長を通じてお願いしたいんですが、その1点お諮りください。

それと、1億円の事業で5,000万円、いくら掛かったかは分かりませんが、そのバートが主体で今はインターネット上にも載っていないようなアプリをどうやって利用するのか。主体はバートだからって、そんなことが通用するのか。と、言いたいのでその点は町民に対して大変失礼ではないか、税金をなんだと思っているのかと言いたいんですが、公金で作ったものがみんなが使えないようなもので、それで、なんで済ますことができるのかって疑問が残るので、この書類を出していただきたいということと、このアプリが、じゃあ、どうやれば使えるのかということ2点、再質問でお願いします。

**○議長（花川大志君）** 先ほどの依頼については、真摯に対応させていただきます。

副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** 再質問にお答えさせていただきますが、変更については保留をした時点で変更申請と同時に出版されております。それから、確定ということは変更も確定をして、補助金も確定という手続きになります。それからですね、確かに実際10年でやられるということで、今、バートは防災事業を始められました。今から4年前になりましたか。はじめられたわけですが、実際、2年少々、3年余りで撤退をされました。で、問題はですね、補助金を確かに支出しております、町の補助金を支出をして資産形成をしている。それが、頓挫をしたということにはなります。で、実際問題、施設の整備をしております。町の施設を整備してますので、事業をしたのはバートでございますが、結果的には施設自体は町に返還ということで戻ってきております。あとは、この整備した施設をいかに有効に利活用するかということになるかと思えます。もともと廃墟になっていた矢商の跡地なんですけれど、使える状態には戻ったということで、今、考えてるのは一歩前、一日も早く施設を活用できればというふうに進めていきたいと思っています。

それから、アプリにつきましては現在ダウンロードページというの残っているんですけど、ダウンロードできる状態にはなっておりません。で、確定手続は別にして、今後、運用どういうふうにするのかということは、引き続きお尋ねをしていきたいとは思っております。



以上です。

○議長（花川大志君） 石井君。

**○5番（石井信行君）** ちょっと呆れているんですが。これを聞いた町民は、怒り狂うのではないかと  
思うんですが、こんなことで。もう1点お尋ねします。ここに黒塗りの文書が出されました。連携する  
金融機関名は黒塗り、職印も黒塗り、連絡先、担当者、電話番号も黒塗りです。この中に、融資額5,000  
万円、融資期間は72回払い、12か月据え置きと書いてあって、ずっずっずっというて、要するに5,000  
万円出すんだけど矢掛町においては同跡地を、商業高校の跡地ですね、有効活用できるとともに、今  
後、防災支援活動の拠点として活用し防災研修及び防災関連商品などの開発を行うことにより、災害に  
強いまちづくりと、地域の活性化が期待できることから本事業に賛同されており、矢掛町も賛同されて  
いるので、黒塗りの金融機関も、地域金融機関として応援したいと考えております。と書いてあるんで  
すね。要するに、矢掛町の裏書があって、5,000万円をバートに融資した。どこの金融機関かはわかり  
ませんよ。で、こういう裏書が矢掛町においては本事業に賛同されており、黒塗りの金融機関名も地域  
金融機関として応援したいと考えておりますと書かれているので、返済状況を把握しておく義務がある  
はずです。矢掛町にね。もし、バートが返済できなければ矢掛町に返済を迫られる可能性があるからで  
す。黒塗りの民間金融機関への返済状況はどうなっているのでしょうか。副町長にお尋ねします。

○議長（花川大志君） 町長。

○町長（山野通彦君） 多少勘違いもあるかもしれませんが、この事業は町の事業ではなくて、バートの事業であると基本的なところを、はっきり言っておきたいと思います。そういうことの中で今の民間の事については、町は直接関係ありません。今、言うのは、裏書というのは誰が裏書をしたのか、全くわかりませんが、私はしたことはありません。何を言っているのかちょっと分かりませんが、それはどこまでもバートと金融機関が話をしたことだろうというふうに思います。町として事業をしとるということは、誰が見られてもですね、それは進めてきたことですから、議会は、皆知つとるわけですから、それは一般的には当たり前の事。そういうことですからですね、そのことの、金融機関の返済の未返済を町がどうするという事は全くありません。

○議長（花川大志君） 石井君。

**○5番（石井信行君）** ちょっと呆れておりますが。このパートを誘致するかしないかという段階で多くの問題点があったし、他市町村から、いかがわしい集団じゃないかと忠告があったと、それから代表者の名前が本名じゃないんじゃないかとか、いろいろな疑念があったわけですが、敢えてそれを振り切って、誘致して10年契約が3年で破棄。これは、補助金を騙し取られたと言われて仕方がないんじゃないかと思いますが、今の話だとどうも帳簿上の操作のような気がしてしょうがありませんが、誘致企業の言い分をしっかりと点検しないと大変、被害を被るのではないかということを申し上げて、次の誘致企業問題に移ります。

中国精油の企業誘致についてですが、矢掛町は横谷地区、福頼橋上の南岸、富峠から流れる大渡川と小田川の合流点西側に、中国精油という廃油の処理企業を誘致しようとしております。その中で地域説明会、それから企業見学会、何回か実施されました。その中で中国精油はどんな化学物質を使って何を作り、どんな有害物質が出るのかを質したところ、「企業秘密だから言えない。」と企業側は答弁しました。そこで3点質問します。

有害物質を規制する法律はどんなものがあるのか。その中の、どの法律が中国精油と関わるのか御存

じだったら教えてください。

2つ目、企業が、法律に従って有害物質、毒物だとか、劇物とか、特定毒物とか放射性物質などがあるようですが、そこを適法に処理しているかどうかを判断して指導できる部署、あるいは、人は要るのですか。これが2つ目です。

3つ目、中国精油の矢掛誘致は、小田川下流域住民の命や健康にもかかわる可能性があることなので、関係する自治体にも、倉敷、笠岡、里庄あたりも関係するんじゃないかと思いますが、関係する自治体にも連絡をする必要があると考えるのですが、連絡しているのでしょうか。この3点にお答えください。

**○議長（花川大志君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい、失礼いたします。それでは、5番議員、石井議員さんの中国精油の企業誘致についてという御質問でございます。まずはですね、企業誘致、御承知のとおり全国的には人口減少、少子高齢化、この人口対策っていうのは矢掛町に限らず全国で課題になっておりまして、重点的な課題ということになっております。その中で、産業振興、企業誘致っていうのはまちづくりの重要な根幹の1つということで、これまでも積極的に進めてまいりましたし、これからも必要だというふうに考えております。

そうした中で議員さんおっしゃられましたが、このたび、中国精油株式会社から新工場ということで御相談を受けました。で、場所も議員さんもおっしゃられましたが、横谷地区をその候補地として、これまで三谷地区の方々を中心に会社からの説明を2回、工場見学を2回行いました。その説明会で、会社からは丁寧な御説明があったんですが、さまざまな御質問、御意見もございました。で、その内容をちょっと説明、若干させていただければと思うんですが。この説明会での会社側からの説明っていうのは、新工場での主な事業として3つの具体的な説明がございました。1つがですね、椰子殻から取れるパーム油からパラフィン、蓄熱材ですね、蓄熱材を作るということ。それから2番目として、マカダミアナッツから絞った油から化粧品原料を作ると。それから、3番目で、ファインケミカル分野でリチウムイオン電池や家電製品、半導体分野に使われる電子材料・原料の高純度化というような、こういった、ちょっと難しいんですが、そういう説明がされました。説明会では精製に使う触媒とか、そういった説明もされたんですけど、質問の中に触媒の実際の使用の仕方であるとか、具体的な化学式を示してください、とそういう御質問がありまして、さすがに企業の方も機密保持ということで回答を控えさせていただいたということはございました。決して、議員さんがおっしゃられました、「どんなものから何を作って、どんな物質が出るか、企業秘密で言えない。」と言ったことはなかったと思っております。この会社というのは高い技術力で、先進的なことをされておられますので、会社からは回答できる範囲を、我々、素人でも分かりやすい表現で、どういった物から何を作るかといった説明というのは丁寧に説明されたとは私は思っております。

それから、有害物質ということですが、排水については雨水と機械の中を通る冷却水、ボイラーの蒸気が水になった、そういったものを流すということで、化学物質と接触した水が流れることはないという説明でございました。排気等にも説明があって、大気汚染とか、水質汚濁の心配はないという説明をされたら、私は認識をいたしております。それから規制する法律という御質問ですが、原料とか、それから製品、溶剤、これが危険物とか、毒物、劇物などの規制を受ける取り扱いがありますということで、法律的には消防法、それから、毒物・劇物取締法、高圧ガス保安法という、これらの法律を挙げられましたが、化学物質の管理については県条例もありますし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、こうい

ったものもございます。こういったものを遵守して工場運営が行われるということになろうかと思えます。で、これは、監督官庁というのは県になるんですけど、水質汚濁防止法、それから、大気汚染防止法なども含めまして各法で、各法律で基準が定められておりますので、その基準を遵守するというのは当然なんですけれど、現在も会社独自の、より厳しい基準を設けて、現在も工場運営されているという説明がございました。もちろんISO9001をはじめ、環境では、14001なんですが、こういったものを取得されております。それから、最後の御質問で小田川下流域の住民の命や健康と、わりと重い言葉ではあるんですが、町としてはそういった認識は持っておりません。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○5番（石井信行君）** 再質問します。県が管轄しているということと、それから、企業が大丈夫だと言ってるから、他の自治体には連絡しない。するという認識は無いということだったんですけども、これは大変なことだと思っております。昨年の豪雨災害で、横谷地区もかなりの被害を受けました。で、今、地球温暖化の中で、局地的な豪雨、ゲリラ豪雨が、もう、多発しています。昨年のような豪雨災害が起こらないという保証もどこにも無くなりました。有害物質が、工場全体を覆って、川に流れ込む可能性とか、それから、工場全体が爆発したり、それからいろんな災害によって被害を受けて、工場自体が壊れて、大変な色んなものが外に出るっていう可能性は十分考えられます。近くに老人医療施設もあります。保育園もあります。同じ地域に小学校もあります。住民の方々もたくさん住んでおられます。それを取って、この中電の電力発電所の近くの、要するに海のほとりにあったその工場を、この内陸に持ってくるというふうなことを取ってしようとしているわけですが、4点お尋ねします。

地域説明会、工場見学によって地域住民の納得は得られたとお考えでしょうか。

2つ目、先ほども言いましたように、南海トラフを逃れるために内陸に来たんだということを言われますが、静かに暮らしている我々町民のど真ん中に持ってこなければならない、その理由はなんなのかお聞かせください。百害あって一利なしだと思います。従業員が真備・総社にたくさん居るのであそこらへんが通勤しやすいなどということと言われますが、それだったら参加者の方が言われていたように総社とか真備に移すべきじゃないかというのが言いたいんですけど、なんであそこへ持って行く、その内陸へ持ってくるその理由、これが2番目。

それから、3つ目ですが、専門的な知識がなければ、とてもあそこでの仕事はできないと私は考えますが、この企業誘致は地域の雇用に役立つのかお答えください。

4つ目、この地域説明会でも、くれぐれもしないようにと何人もの方々が言われていたんですが、住民の納得が得られないまま開発公社の理事会だけで決定して、この企業誘致をゴリ押しするっていうことはしないと約束をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。この4点お尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** それでは石井議員さんの再質問で4点ということですが、私の方が答えられる事については答えたいと思いますが、まず、住民の納得という御質問ですが、あの説明会の場で全員の納得が得られたとは思っておりません。会社側の説明、それから住民の御意見、かなり平行線がありましたので、これは納得いただけるよう説得、検討はしていかなければならないと思っております。

それから、南海トラフ、それから従業員の問題で、なぜ矢掛町かということではあったんですけど、いろいろな候補地の中で矢掛町も1つの候補地ということで進出をされたいという御意向だというふう

にお聞きをいたしております。会社側の御意向では、今ある水島工場とは違うものをやりたいということで、内陸部で候補地を何箇所か探されて、矢掛町に1つの候補地ということで来られたというふうに聞いております。

それから従業員の雇用ですね。で、会社の説明では、あの時説明会でも言われたんですけども、確かに専門的な知識、化学系の大学でしょうかね、そういった専門知識が必要だということは、あるところもあると思うんですが、基本的には無くても社内教育で十分だという説明がございました。内容的には以上です。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 数点お答えしたいと思いますが、基本的には先ほど副町長が言ったように、町のまちづくりにですね、どういう財源でまちづくりをしていくかということであります。

福祉、教育、あらゆる面でたくさんお金が要りますが、矢掛町は税収がある町ではございません。今までも多くの企業誘致ができております。それぞれの地域へできております。そういう中で、当然、町内の人もかなり勤められておりますし、その税収で、今、町のまちが維持されているというのは基本認識のものでございます。どうやってこれからしていくかということでございますが、まあ、ある意味ではですね、自分ならどうやって金を儲けるのかをちょっと提案していただければありがたいかなというふうには思いますが、そこはさておいて、この件について、かなり企業誘致というのはですね、協力者がなければできません。最初に言われたようにですね、地域住民というのがあります。出来るだけ意見を聞いて、それを全員でというのは中々難しくございます。ある意味では基本的には総論はですね、誘致は賛成だいいながら、自分のところへ来たらどっちかと言ったら各論で反対ということはよく出てきますけれども、丁寧に分析してやる必要があるかというふうに思います。

それから、企業側から言ってもですね、みんな大きな職員を抱えて、どうやっていくか考えている状況の中ですね、今日簡単に、企業誘致が矢掛町に来るというのは、そう簡単ではありません。今まで、できておるのは、なんぼも候補地がある中ですね、つまり、協力できたところで、できているわけでございます。そう簡単ではありません。これについてはどこまでも、直接、基本的には直接関係者というのと、それから、法律、県には法律というのがたくさんあります。今、心配されるのは法律関係でありまして、ただ一言、県と言っていますけれども、国が作った法律もありますし、そういうものをクリアし、それを信用しながらやっているというのが現状でして、それを認めないという人たちというのは論外と思っております。

そういうことの中から、会社側もですね矢掛町だけが良いのでなしに、いろんなことを考えた中でですね、1つの候補地として挙げてきたということの状況の中の展開でございます。それから、雇用問題はですね、これからの雇用は非常に難しい。私も工場を何年もやってきましたが、必ずですね協定書の中にはですね、まず住民を雇ってほしいと必ず書いておりますが、今はほとんど矢掛町の募集をかけても来てくれないという状況になっています。日本全国もこの働き方改革によってですね、AIとかロボットとかそれに代わる施策をどんどん考えてきているのも実態なので、頭の中ではですね、そういうものを考えながら意識はいくらでも、矢掛町はですね、失業者が多いということなら言っていたいでですね、それは当然、町としてはですね、決定権は向こうにありますけれどもですね、できるだけ近くにあれば、そういうチャンスが増えるということも言えようかというふうに思います。そういうわけで地域貢献といえば御存じのように1つ建物を建てますとですね、あれだけの建物の税収がどれだけ入って

くるか、固定資産税、そしてまた法人税、そしてまた従業員の町県民税等々と、それから、人口の雇用の問題もありましょう。そういうような大きなメリットがある反面ですね、やはり当然、来た時に今と同じ状況ではないということがございます。こういう面ではですね、やはり地域を作ることになれば、直接関係者ということになる人と、間接的になる人もありますけれども、町内いろいろな地域にございます。

また、道路関係で言いましてですね、よく道路の買収が出来ない面もありますけれども、これはほとんど町民の方の協力の中で道路ができておるということでもございまして、そういう大きな観点からの判断も必要であるというふうに思っております。最後ですね、大変な勘違いをされてますので、開発公社はですね、それをするによって造成をする事業でございまして、この誘致を決めるというのは町側の問題でありまして、それを決めたらですね、公社の方が造成をする。それだけの過程でございまして、その中に役割が、造成の中にはどういう問題がある、今、開発関係とかいろいろな法律がございまして、それから企業についてはですね、企業としての法律がたくさんあります。それが全部クリアしなければできないことでもございますので、ある意味では信頼関係、そしてまた、当然今の時代ですから、そう簡単に、その企業がいいかげん事をしてですね実施が出来るとは当然思っておりません。どこも厳しい感覚ではあるということでもございますが、そういう面ではですね、相互理解の中でできてるだろうというふうに思います。

以上です。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○5番（石井信行君）** 聞かれたことに端的に答えてほしいんですが、町民の理解が得られないままに、ごり押ししないでいただきたいということを約束していただけないかということについては、きちんとしたお答えがありません。そのことをもう一遍お願いします。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** そう石井議員の言われるように、回答するような単純なものではありません。

しっかりとですね、分析しながらやっていくということになろうかと思えますし、できない場合にはできないでしょうし、できる場合はできるということでもございますので、ここで「私が言ったから確約してください。」そういう回答はできません。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○5番（石井信行君）** 子々孫々に禍根を残したくないという思いでお尋ねしていますが、一人や二人の意見、後ろの方々が本気で聞いておられるのですが、そういう住民の声はそんなに重要ではないのかなという思いであります。

最後の問題、病院の統廃合についてお尋ねします。厚生労働省が、第24回地域医療構想に関するワーキンググループ、9月26日にあったそうですが、公立病院の統廃合に関する資料を示しました。424の病院がいろんな条件で、というか、たった2つの指標なんです、名前が直接挙げられたので、統廃合で無くなってしまうのではないかと心配が全国で広がりました。厚生労働省は慌てて全国行脚をして言い訳をしていますが、このベッド数を減らせ、あるいは統廃合を進めろという言い方は、今も、来年の9月を目途にという期限は変わっておりませんし、この県の南西部の、井原市民病院・笠岡市民病院・我が矢掛病院、このすべてがこの中に駄目病院ということで入っています。しかし、診療実績は2017年の6月、1か月だけの数値でやられています。具体的には診療実績が少ない、癌、心筋梗塞など

の心血管疾患、脳卒中、救急医療、小児医療、周産期医療、お産の時の周産期医療、この6項目すべてが駄目という評価で、黒丸が付いております。矢掛病院の名前が挙げられた理由、私は簡単明瞭ではないかと思います。中核病院として、岡大附属、川崎医大附属、倉敷中央で、超高度医療を受け持ち、回復期は地域に帰すやり方が方向付けられ、診療報酬も超高度医療、高度医療ほど点数が高く、回復期医療、療養期医療は点数が低くなっています。地域では儲からない仕組みだと私は思います。その上に、矢掛病院は、その上にはありません、矢掛病院は、急性期病床と回復病床の稼働率は90パーセントと、中国地方の中でもかなり上位の位置にあります。救急の受け入れ率も90パーセントを超えているのに、これらの項目はこの対象にさえておりません。地域の拠点病院としてもなくてはならない病院だということは、矢掛町民はもちろんのこと近隣でも知れ渡っていることではないかと思います。特に、救急医療をなかなか受け入れない井原、美星も含めてですが、笠岡あたりの、笠岡はちょっと違いますけど、井原のあたりでは本当にみんな喜んで矢掛病院に頼っていると思います。このような病院での昼夜分かたぬ努力を支援こそすれ、医療費削減を名目にして、地域医療の拠点を無くするような統廃合は許されないと思いますが、町長の認識をお伺いします。端的にお答えください。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** そう端的というわけにはいきませんが、先ほど私が回答した後に話されたので先ほどの工場誘致の件ですが、後ろに反対者がおられるという表現の中で、私の方は町民の方からぜひ誘致してほしいという声があるのでそういう回答したのを言っておきます。

この件でございますが、ちょっと驚きの質問が出たということで、今の質問の内容はほとんど新聞に出ている内容を話されたというふうに思います。今回唐突の9月27日の新聞等に全国424公的病院改編必要との主旨で名称が公開され、岡山県でも13公的病院が公表されました。先ほど言われましたように井笠地区では井原市民病院、矢掛病院、笠岡市民病院の名前が挙げられました。公表する病院の選定は、多少重複しますが、診療実績が少ないという項目と、近隣に同類の病院があるという項目で個々の病院の経営や地域の事情は全く考慮されない形で評価・分類をされました。当然この件は町や病院に事前に相談は全くありませんでした。特に診療実績には大病院の基準を使い、診療実績が少ないとするなど、地域医療を行う病院では、選定自体に方々から、かなり全国から、疑問の声が上がっております。そして、住民に対して不安を煽るような公表に至る進め方には病院を持つ自治体としては理不尽な思いとともにですね、憤りを覚えているのが現実でございます。

その後ですね、10月30日に行われた厚生労働省の意見交換会では、厚労省の意図とは違う、不安を煽るような報道がなされたという点、今回の公表を基に地域で病院のあり方を検討してもらうのが目的で、病院の再編を強制するものではないという弁解の強調がございました。県に質しても、県としては地域医療を守るということを強調をしております。病院の統合や再編で地域から無くなると、救急医療等で困るのは町民であります。安心して住み続ける町を作る上で、医療は不可欠であります。今後、厚生労働省がこれに続く成果や、報告を求めてくると思いますが、地域にとって必要なものは守っていくという不変の意思のもとに対応していきたいと思っております。

そしてまた、広域で役割を分担できることは分担し、経営努力は今までどおり引き続いて病院を健全に存続させていく方針には変わりはありませんし、今までもですね、私自身は、こういうこともある程度予測しながら、病院経営をやっております、名部管理者一同、一生懸命頑張っておりますので、いろいろなことが起きようとも国や県へ主張しながら、諸課題を全力で取り組んで、今までの

評価を踏まえて、何が何でも存続していきたいという気持ちでございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○5番（石井信行君）** 再質問になりますが。この、町長が地域の医療拠点を無くすために今まで努力されていることは知っておりますが、今、これからもまだ努力をされるということで、その点は大いにエールを送りたいと思います。

病院管理者にお尋ねします。地域ぐるみの取り組みの成果と今後の課題についてなんですが、矢掛病院で、さまざまな取り組みをされている地域ぐるみの医療体制について、幾つかお尋ねします。病床削減に対してはどのような対策をしているのか。とにかく岡山県下で3,000病床削減しろと言っているわけですから、それに対してどう対処しておられるのか。

それから、オープンクリニックについては何をどうされているのか。かかりつけの医者の方へ行って駄目で病院に入ったら、その先生が病院にも来てくださったって、本当に、何か心強かったということは何人かから聞きましたので、このオープンクリニックの中身についてぜひ教えていただきたい。

それから、地域包括ケアのまとめ役ということが書かれていますが、それはどんな内容なのか。

それから、医師不足、看護師不足と言われている、全国で言われていますが、矢掛病院の場合はどうなのか。

それから、働き方改革で、医療従事者の過重労働は改善されているのか。この点について教えてください。

**○議長（花川大志君）** 病院管理者。

**○矢掛病院管理者（名部 誠君）** それでは、5番の石井議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

今回の病院名の公表ではですね、今後の病院の存続に不安を感じられる方もたくさんあるかと思いますが、病院の意見箱には患者様から、頑張れとエールを書いてくださる人もあり、病院がこの地域に必要不可欠な病院であることを強く感じています。これからも住民の方に必要であると思っただけの限り、矢掛病院はこの地で頑張っていく所存であります。

今日の石井議員さんの質問の中にですね、お願いが1つあります。先ほどから厚生労働省の発表の中で424病院の名前が挙がってですね、診療実績が少ないというお話でした。御質問の中にもありますように、この評価基準はですね、高度急性期病院が主にやっているような診療内容を以て当院の診療実績が少ないということで発表されたと思うんですけども、御質問の中にですね、駄目病院というお言葉を3つも発せられました。これ、議事録に残るんであればですね、非常に、私としてはですね、職員のことを考えるとですね、やはり情けない気持ちになるので、ぜひとも、この駄目病院という言葉は撤回していただきたいと思います。それが1つお願いであります。

それではですね、議員さんの御質問に1つずつお答えします。まず、病床削減に対しての当院の対策ですけども、もう私どもはですね、既にですね、急性期病床と呼ばれる一般病床57床のうち、数年前から14床をですね、地域包括ケア病床と称しまして、回復期病床といわれるものに対策を変えています。今回の流れは既に2、3年前から察知していましたので、既に当院としてはその対策に应运っています。更に、現在でも、先ほど御質問にありましたように、病床稼働率はですね、療養病床、一般病床ともに90パーセント前後です。今後も地域から当院は必要とされている病院ということを常に思っていますので、病床削減ということは考えておりません。ただし、これからですね必要とされる医療の変化に応じて病床機能を再考し、転換していくことには柔軟に対応したいと思っております。

2 番目の御質問ですね、オープンクリニックについての御質問ですが、このオープンクリニックというのは当院独自のシステムです。平成29年4月から開始しています。日頃住民に寄り添う医療を実践されている町内の開業医の先生方と、地域医療を支える立場にある矢掛病院の病診連携をより強いものにする目的で開設したものであります。開業医の先生方に当院の外来機能を月に1度開放して診療していただくものです。その内容は診療所と当院の間で患者様の病状や治療内容を共有し在宅療養、施設での療養、入院治療を、切れ目なく安心して受けていただくものです。更に、当院のCTやMRIといった高額医療機器を開業医の先生方に開放し、効率よく役立てていただけるようにするものです。開業医の先生方からも概ね良い評価をいただいています。

3 番目の御質問ですが、地域包括ケアのまとめ役とはどんなものかということですが、地域包括ケアは住み慣れた場所で人生の最期まで安心して療養できることを目標に、医療、介護、生活など総合的にサポートすることで、国も進めている政策です。当町でもそのシステムをつくり推進しております。行政と協力し、地域包括ケアシステム支援会議を行い、医療・介護連携フォーラムや、地域包括ケアシステム懇話会の開催や、個別の症例検討などを矢掛病院が中心となって行っています。前に述べましたオープンクリニックも地域包括ケア推進策の一つと考えております。

4 番目の御質問ですが、医師不足、看護師不足についての御質問ですが、医師については医師偏在問題があり、中山間地域におきましては医師不足は深刻な問題であります。しかし、矢掛病院におきましては大学などの支援や医師確保の努力により、現在は充足している状況であります。看護師につきましても常に確保の努力は行っていますので、現在は定数上不足している状態ではありません。

以上で御質問にお答えし、終わりたいと思います。

**○議長（花川大志君）** 石井議員、病院管理者のお願いの件は、これは反問ではございません。

もし、御発言の訂正をされるのであれば、後ほど協議の上、御申請ください。石井君。

**○5 番（石井信行君）** 先ほど言われた、駄目病院というのは厚生労働省の資料に黒丸がついていたので申し上げました。大変申し訳ないことを申しました。撤回します。

それから、働き方改革については医療従事者の過重労働を改善されているのかという点ではお答えがなかったと思うんですが。

**○議長（花川大志君）** 病院管理者。

**○矢掛病院管理者（名部 誠君）** 先ほどは失礼しました。また、御質問の、駄目病院という言葉の撤回ありがとうございます。

働き方改革で医療従事者の過重労働は改善されたかという御質問ですが、矢掛病院はですね、平成27年から職員のワークライフバランスを改善するために、有給休暇の取得の推進、時間外勤務の削減、新規職員の定着化などに取り組んでいます。これらは一定の成果を上げております。また、医師においても医師事務作業補助職員を積極的に活用し、労働の軽減を図っているところであります。

以上で御質問にお応えさせていただいたことにします。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○5 番（石井信行君）** いろいろなことを教えていただいてありがとうございました。診療報酬の変更や、介護保険の切り捨てが今どんどん進んでいます。それで負担増に寄る、結局、患者に重く載せかけて病院に行きにくくして公立病院を潰すっていうような動きがかなり顕著に出ているので、それを許さない取り組みを町民ももちろんですが、行政や議会も病院一体になって進めていくべきだということを



主張して私の質問を終わります。

**○議長（花川大志君）** 次に、1番、田中輝夫君をお願いします。田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 議席1番、田中輝夫でございます。通告に従い質問させていただきます。

今回は、企業誘致と農福連携についての質問です。先ほど、同僚議員から質問があり重複しますが、企業誘致に関しての質問です。いうまでもなく企業誘致は、新たな地元雇用や税収を増やすなど地域経済の活性化を目的に町への産業振興寄与が期待されるものであります。雇用では通勤などの従業員が町に転入したり、Uターン・Iターン就職にもつながり、人口流出や人口減少の抑止になると考えられ、町の重要な施策の1つです。現在、三谷地区横谷地内に企業誘致の話があり、地元住民の人に町及び企業の説明会が3度ありました。3回目の説明では、企業からは、化粧品及び化粧品の原材料を製造する業種・部門であると聞いております。企業誘致で問題となることは環境問題、水質汚染や騒音、臭いとか、災害問題、治水対策、排水対策、地震対策などです。企業側の説明では、環境問題となるものは発生しないとの説明でありました。

そこで企業誘致の現状について質問します。先ほどと、重複することがあるかも知れません。1点目、企業誘致に関する町の考え方はどうか。2点目、横谷地内の企業誘致は現在どこまで進捗しているのか。3点目、企業側から町に対しても、納得のいく十分な説明がなされているのか。4点目、災害問題、治水対策、排水対策、地震対策に関するリスク管理は町行政としてどう考えているのか。以上について副町長にお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** 1番、田中議員さんの企業誘致についての御質問でございます。先ほどの5番議員さんの御質問と若干重複することがありますが、お答えさせていただいたことを、重ねてお答えさせていただくことになろうかと思います。

現在、横谷地内、候補地として、これまで三谷地区の方々を中心に、町から1回と企業から内容説明ということで2回、計3回説明会がございました。質問自体4点ございますが、質問の1点目で、企業誘致策に関する町の考え方ということですが、先ほどもお答えをいたしておりますが、全国的に人口減少、人口問題というのは矢掛町も最優先で取り組んでいる重要な課題でございます。地方創生と言われておりますが、地方創生のテーマというのが、まち・ひと・しごと、仕事があり、それで人が集まり、町が出来るというふうに言われております。仕事、産業はたくさんあるんですが、その産業振興の1つであります企業誘致というのは、まちづくりを進めていく上では、本当に重要な根幹の1つ。これまでもそうですが、これからも重点施策として、進めていかなければならないといった事業でございます。企業誘致なんですが、矢掛町では、大規模な企業誘致、そういったことができる適地というのは限られておりますので、企業誘致成立までには、農地規制みたいな法的な手続きであるとか、それから当然、地権者の方、地域の方々、ハードルは高いものもあればいろいろあるんですが、いくつものハードルを越えていかないと実現しないということがございます。ただ、一つひとつハードルをクリアしながら企業誘致というのはしっかり取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

それから、2点目で、今の横谷地内の企業誘致の進捗状況ということですが、現時点では、土地所有者への説明、それから、地域住民の説明会を開催したというところまででございます。説明会では、先ほども出ておりましたが、さまざまな御意見がございました。会社側の説明と、それから住民の一部の

方ですが、なかなか意見も噛み合わないということもありまして、今後の進め方というのは今後協議して進めていかなければならないというふうに検討いたしておるところでございます。

そして、3点目に、企業側からの町の説明ということですが、公害問題というそういったことも含めまして住民の説明会でも丁寧にお答えを企業の方はされておりましたが、町への、町長以下幹部、それから現場の方、そういった方が丁寧な説明を受けております。基本的には、地元の方に説明されたのと同じ内容というふうに思っております。

次に、災害対策でございます。これは、横谷に限らずですね、造成をしようとすれば、当然、治水、排水、地震対策というのは、これは必要になります。これは、開発申請という手続きをする中で、設計に盛り込んでいくということになります。三谷地区で、小田川の北側に東三成の工業団地もありますが、開発申請の中で水処理の関係でかなり大きな調整池があるというのは、見られていると思いますが、横谷地区もするとすれば、そういった調整池がいるのか、必要かどうかというのは、開発申請の手続きを、設計をしていく段階で対策を講じるということになろうかと思えます。後は、地震対策なのですが、横谷、今の候補地を考えますと、造成高を考えれば、おそらく耐震の擁壁が必要というふうになるのではないかと思います。これも、やはり、開発申請の中で設計に盛り込むというかたちになろうかと思えます。そういったかたちで、災害対策は横谷に限ったことではないのですが、造成する上で、開発申請する手続きの中で、設計を組み立てていくということになります。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 東三成の工業団地にも、開発申請での水処理においては、調整池を設けているとの回答でした。そこで、質問します。横谷地内の企業誘致の面積4.5ヘクタールを地上げした場合、昨年度の西日本豪雨災害時の雨量があった時に、横谷地内のどの辺りまで浸水する可能性があるのか、水量計算はしているのか。また、小田川が越水する場合の対策はしているのか。再度質問します。副町長にお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** それでは、再質問でございますが、御質問の水量計算ですが、これもコンサルに委託することになるのですが、まだ、そういったことはいたしておりません。昨年度の7月豪雨の際に横谷の下水の処理施設がございますが、後1メートル位のところで水がきたというのを確認いたしております。ああいった所に4.5ヘクタール造成をいたしますと、当然、水というのは排除されますので、同じ状況で造成がしてあれば当然、水位は何センチになるかわかりませんが、水位は上がるということになります。そういった、調査も開発を進めていく上では、当然、コンサルで調査をします。必要なら、ポンプ等設置することになるということになろうかと思えます。基本的には、そういった調査とか、対策を講じなければ開発申請は下りないということになります。

あと、小田川の越水時の対策ですが、造成の設計段階ではありませんので、具体的な検討はいたしておりませんが、造成するとすれば、敷地の雨水排水を考えれば、堤防よりは高くなるのかなというふうに思っております。いずれにしても、造成事業を行うにはこういった治水、排水対策というのはしっかりと講じなければできないということになりますので、御理解の方よろしくをお願いします。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 水量計算はしていないというふうなことです，地元の者からすると，そこらへんが心配しているので，計算していただくようよろしくお願いします。

小田川の越水対策につきましては，町ではなく国の事業で下流の高梁川への付け替え工事を行っており，そこらへんでいくらかは違ってくるのかなというふうにも思っております。企業に誘致した地域産業政策には問題がありますが，地域産業政策に誘致を積極的に位置づけていくことは町行政にとっても大きな意味があります。問題ある誘致をしてもらっては駄目ですが，問題点を見据えつつ地域の活性化づくりを考える町づくりにしていきたいというふうにお願いします。

次に，農福連携事業についての質問です。農福連携という考え方は，2016年頃から政府が定めた一億総活躍プランの中で，農水省と厚労省の省庁の垣根を越えた取り組み施策であります。その農福連携について，町としてどのように推進していくのか。

3点お尋ねします。1点目，農福連携の基本的な考え方。2点目，現在までの農福連携事業の取り組みの有無。3点目，今後の進め方。以上について，担当課長にお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 1番，田中議員さんの御質問にお答えいたします。

まず，農福連携の考え方，基本的な考え方ということでございますが，今年6月に国の農福連携推進会議で決定されました，農福連携等推進ビジョンというものがございまして，これによりますと，農福連携は，農業と福祉が連携をし，障がい者の農業分野での活躍を通じて，農業経営の発展とともに，障がい者の自信や生きがいを創出し，社会参画を実現する取り組みであるということでございます。

農業経営者にとりましては，高齢化が進む中で，労働力の確保が課題となっておりまして，農福連携によりまして障がい者の農業への参画が進むことで，現場の労働力が確保されるという期待を持っております。

また，障がい者にとりましては，福祉から一般就労へという課題の中で，農福連携は，農業を通じて働く場の確保や賃金や工賃の向上に加えて，農業に取り組むことで精神や身体が改善する効果があるということが民間の調査で報告されております。また，地域との交流促進によりまして生活の質を向上させる効果もあると期待されております。

次に，現在までの農福連携事業の取り組みの有無についてですが，矢掛町では，福祉行政として取組事例はございませんが，民間では，町内の就労継続支援施設のあすなろ園の方で，活動の中に農作業を取り入れております。

国におきましては，先ほど申し上げましたが，農福連携等推進会議を設置しており，会議でとりまとめました，農福連携等推進ビジョンをもとに，今後の取り組みを官民挙げて進めていくこととしております。取り組み措置のための具体的な施策といたしましては，都道府県にワンストップ相談窓口を設置することや，農福連携のスタートアップマニュアルを作成すること，経営団体が農福連携の検討段階で試験的に農作業委託を行う，お試しノウハウの仕組みを構築することなどを挙げています。

これを受けまして，岡山県では農業専門家の派遣による農業技術の指導，助言や農福連携マルシェの開催支援，農福連携の成功事例の収集と共有など3項目の支援を行うこととしております。

最後に，今後の進め方についてということですが，矢掛町の障がい者施策につきましては，第4期矢掛町障害者計画に基づき実施することとなっております。計画の中には，農福連携という言葉はございませんが，農福連携が，障がい者の働く場の確保や賃金の向上，体力や社会性の向上，地域との交流促進

による生活の質の向上を目的としておりますので、町内の就労継続支援事業所とも連携をしまして、農福連携に関する情報の提供や、共有と就労相談により当面の対応を行っていきたいと考えます。

なお、農業経営者からの相談などございました時には、障がい者が農作業を行うための環境整備や支援、人材育成などの補助事業がございますので、事業の紹介や岡山県の窓口の紹介をさせていただこうと思います。また、障がい者からの相談につきましては、相談支援センターや就労継続支援B型事業所をはじめまして、計画相談事業所や保健福祉課、また、産業観光課にも相談されることがあるかと思っておりますので、関係機関で情報を共有しながら、適切な情報提供を行いたいと考えます。

また、実際に事業展開された場合には、障害者優先調達推進法というのがございますので、これに基づきまして障がい者の就労施設等からの物品の調達などを通じて、町として協力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 本町では、現在までは農福連携事業の取り組みは無いとの回答でした。もちろん、農福連携は町行政が直接、受委託をするものではありません。社会福祉法人側も現状では、体験農業、施設外就労を行うにも、障がい者の事故や怪我、働きやすいような職場環境整備、業務を教える指導者不足などの問題が存在するのも事実です。その解消には、自治体、地域住民、いろいろな人たちの協力が必要であります。

町行政も社会福祉法人、各種団体から農福連携に関する相談があれば情報共有、情報提供の支援を行うとの回答でありましたので、今後も支援強化をお願いしまして、私の質問を終わります。

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。

ここで、15分程度休憩いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、10時55分まで休憩いたします。なお、名部病院管理者におかれましては、この後、診療業務のため会議を欠席されますので、予め御報告いたします。休憩。

午前10時38分 休憩

午前10時55分 再開

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

では、4番、小塚郁夫君。小塚君。

**○4番（小塚郁夫君）** 議席4番、小塚です。通告に従い、ため池ハザードマップによる重点防災対策と、要調査ため池27か所の調査方法、管理者のいるため池の一部改修工事の増加について、また、来年度より開校する認定こども園に、専用車による送迎方法について御質問します。

まず最初に、近年、世界でも異常気象により地球温暖化対策が検討されています。我が国でも昨年から想定外的大型台風が発生、全国でも計り知れない災害に見舞われております。国と県は今後、今まで見直されていない分野で大雨が発生した場合、危険率が高い、ため池緊急点検をするとともに防災強化策として防災重点ため池の指定基準を昨年11月に策定しました。本町では、ため池162か所あり、その内、重点ため池が132か所になったと聞いています。対策方法として、ため池のハザードマップも作成していると思います。

そこで質問します。1点目は、ハザードマップは自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図

化したものであると思います。ため池のハザードマップの防災対策の考え方をお伺いします。

2点目は、本町の農村地域防災減災事業で、ため池の一斉点検調査を行った結果、矢掛の下池から小田の西池の27か所が要調査の対象になっています。どのような再調査をするのか、また、各池の管理者が農業ため池の定期点検を毎年実施しており、単年度で、ため池3か所ほどが一部改修されています。実施箇所を年々増やすことは可能でしょうか。増やすとすれば何箇所が可能かお伺いします。大雨が降るたびに、ため池下流の民家の方々が、災害がいつ起こるかもしれないと不安の声を聞きます。建設課長にお伺いいたします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 4番議員、小塚議員さんの最初の御質問、ため池ハザードマップによります防災対策の考え方について、建設課よりお答えさせていただきます。お話にありましたように、本年度の防災重点ため池の選定基準見直しにより、本町の防災重点ため池は132か所となりました。ため池は、ほとんどが昭和初期以前に築造されており、どのような地盤にどのような材料を使ってどのような構造で造られたかわかっていないのが現状でございます。そのような状況の中、農地、農業施設だけでなく、住民の皆様様の生命、財産などを災害から守っていく、防災対策の一環として、本年度は豪雨や、地震により決壊した場合の影響度の高いものから順に20か所のため池ハザードマップを作成する予定です。ため池ハザードマップを整備、活用することにより災害発生時に、迅速、適確な避難を行うとともに、災害による被害の低減を図ることができるほか、ハザードマップの作成の過程で住民の皆様自身が、地域の危険箇所の診断に参加、あるいは災害時の対処方法を検討することで、日頃の防災意識を高めることに役立つと考えています。

更に、ハザードマップは、地域に存在している危険地域や災害が発生した場合の危険度の把握、防災施策の現状や課題の整備等、さまざまな場面で役立てることができると考えておりますのでよろしくお願いいたします。

2点目の御質問、矢掛町が実施した、ため池一斉点検の調査でございますが、この調査は平成25年度から平成26年度の2年間で実施しております。一斉点検の結果、詳細な調査の優先度が高いと判断された、ため池は27か所でございます。再調査といたしましては、堤体の老朽度、洪水吐の状況、緊急放流施設などの、ため池の施設に関するものや、ため池の依存度についての調査を行なっております。

次に、ため池の改修につきましては、本年度も地元要望により、災害復旧を含め5か所実施しております。ため池の補修工事につきましては、事業実施にあたり、制度上受益者の方々に一定の負担をお願いしている状況があり、ため池によっては受益者の減少や高齢化によって負担が困難な状況があります。町といたしましては、地元負担の了承が得られた、ため池に関しましては、改修を実施しておりますので、まずは地元で、今後、ため池をどのように管理していくのか、関係者でよく話し合っていただきたいと存じます。

また、岡山県がため池を管理されている方を対象に、本年度より岡山ため池保全管理サポートセンターを立ち上げ、ため池に関する相談を行なっております。本町でも、11月末で14のため池の管理者の方が御利用になられておりまして、現地での相談も行われております。また、現地での相談には町の職員も同席させておりますので、積極的に御利用いただければと存じます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 小塚君。

**○４番（小塚郁夫君）** 御回答ありがとうございました。ため池再調査で岡山ため池保全管理サポートセンターが本年度５月に開設し、既に本町でも１４のため池管理者が利用され、ため池の保全をするのに、相談、アドバイスもしていただけます。ため池管理者に、御利用を周知していただきたい。ため池一部改修工事も、ため池管理者の要望に答え、今のまま継続していただきますようお願いして、この件の質問は終わりますが、１点目のハザードマップ重点防災対策で再質問します。

ハザードマップが災害時の現状に、危険度を把握するのには便利ですが、避難するのには、どのような方法があるのか、お伺いします。自治会、町内会など、いろいろな理由で自主防災組織が作れない地域もあるとお聞きます。総務企画課長にお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** ４番議員、小塚議員さんの再質問、自主防災組織が作れない地域の避難方法は、ということで総務企画課からお答えをさせていただきます。災害対応に、地域の防災力の向上が重要だというふうにこれまでもお話しをしてまいりました。

まず、この点について触れさせていただきたいというふうに思います。災害への対応には、自分の命は自分で守るという自助の意識が重要ということになりますが、また、自分たちの地域は自分たちで守るという共助に基づく自主防災組織の活動も重要というふうに言われております。大規模地震や火災などが思わぬ災害が、いつどこで発生するかわかりません。災害が発生したら、市町村や防災関係機関は総力を挙げて防災活動に取り組みます。

しかし、電話が不通になって被害状況が伝えられない、情報収集ができない場合や、川の増水、橋の損壊などで消防車や救急車が現場へ急行できない、停電や断水で防災活動に支障が発生するなど、状況によりましては、公的な機関によります防災活動が妨げられるということがあります。特に大規模な水害や地震では悪条件が重なって、十分な救急活動ができないということが想定されます。阪神大震災や東日本大震災の場合にも、行政がすべての被災者を迅速に支援することが難しいということや、行政自身が被災して機能が麻痺するというような場合があることが明らかになりました。公助の限界ということがあったということになると思います。

そのために、災害から身体と財産を守り、被害を最小限に食い止めるためには、先ほど申し上げましたように普段から、住民一人ひとりが自分の命、財産を自分が守るという、自助とともに、地域住民が互いに助け合い、自分たちの地域は自分たちで守るという信念と連帯のもとに、地域住民が団結し、組織的に行動する、いわゆる共助というものが大切ということになりますが、その役割を担うのが、自主防災組織ということになります。

議員さん御指摘のように地域によりましては、地域の諸条件によりまして、自主防災組織の結成までには至らないという場合もあろうかと存じます。

しかし、重要なことは、自分の命は自分で守るという、自助の意識を持つということになると思います。自治会、町内会単位での防災組織の結成という形式に捉われない防災対策を考えるということも重要になってまいります。近隣の２、３軒でも、災害時の対応を予め考えておくこと、例えば、「近くの溪流の水位が異常に上がったよ。」でありますとか、「ここまでの水位になったら避難しましょう。」「避難勧告が発令されましたよ。避難しましょう。」というふうなこと、それから「この段階までなったら、消防団に応援をお願いしましょう。」というふうな、近所同士でお話し合いをしていただいて、情報を共有し合うなど、御近所さん同士の地区防災計画、あるいは、地域の防災、避難行動方針というようなもの

でしょうか、日頃からの対応を考えておいていただくことも、共助による防災対策ということになります。ぜひ、地域の方でお考えをいただきたいというふうに思います。

それで、現在、昨年の災害を受けまして、本年2回目の防災に関する各地区の懇談会を行っております。この中で、国土交通省、河川事務所からも職員の方に来ていただきまして、説明をいただいておりますけれども、マイタイムラインというものを活用した防災活動、避難行動を考えようというものがございます。災害発生のおそれがある各段階におきまして、時系列でその場面、場面に応じて自分がどのような行動をとるべきか、ということの日頃から考えておきましょうというものになります。

例えば、台風発生の場合、被害発生の日前、この台風はこちらの方へ来るのだろうか、どの程度の大きさだろう、強さだろう、というふうなことを、台風への備えを考え始めて、大雨警報が発令されたという情報を得たときには、防災グッズ、避難グッズの準備を始めようとか、避難はどこへしましょうかというようなことを、災害発生に対応した自身の行動を予め計画しておくことは、早め早めの避難行動を容易にしてくれます。ぜひ、このマイタイムラインを家庭内で話し合ってください、また、これを広げていただき、御近所内で、更にこの輪を広げて地域内で広げていっていただきたいというふうに思います。

また、地域の防災リーダーとして活躍していただいているのが、防災士ということになります。防災士といえますのは、自助・共助・協働を原則といたしまして、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待されております、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことをNPO法人日本防災士機構が認証した人で、民間資格ということになります。町では平成26年から資格取得経費を補助しております。自主防災組織の結成が困難な地域の防災リーダーとしても、活動を御検討いただきたいというふうに思います。

更に、災害の情報を自らに取りに行くことも重要です。このたび、災害対応など防災などに関する情報を迅速にお届けできるよう、新たな伝達システムを導入いたします。各御家庭に備え付けていただきます戸別受信機2,000台を高齢の世帯、自治会長、町内会長さん、民生委員さんなどにお届けをします。それから、また、スマートフォンをお持ちの方には、スマホのアプリ4,000台分を用意しております。これを、ダウンロードしていただくことで、情報をお届けさせていただくというもので、これから、本格運用開始していきたいというふうに思っております。こちらの方も導入をしていただきまして、防災活動、避難行動に生かしていただけたらというふうに思っております。

いろいろ、申し上げましたけれども、重要なことは、自分の命は自分で守るという自助の意識を持って防災意識を高めていくということ、これを補完するのが、自主防災組織などの共助ということになります。昨年の災害時のアンケートでも、避難勧告が発令されても多くの方が避難行動には移らなかったという結果もございます。

現在の地球的規模での温暖化等の影響によりまして、気象環境が大きく変化してきております。これまでの常識では考えられないような災害が発生する虞が強くなってきております。こうしたことも念頭におきながら、日頃からの防災対策を、まずは家庭内から、そしてこれを御近所へと、更に輪を広げた地域内で話し合いをしていただきたいというふうに思います。

回答は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 小塚君。

**○4番（小塚郁夫君）** いろいろと、詳しく御回答いただきましてありがとうございました。私も、少

人数でも避難するのに、マイタイムラインを活用して、防災対策を事前に決めていくことは、重要だと思います、と申し上げてこの項目は終わります。

続きまして、来年度より認定こども園が開校しますが、山田・美川・川面幼稚園から、認定こども園に、送迎される保護者の方で、仕事があり、送迎に苦慮される方もおられると思います。特に、認定こども園になると、保育需要も増え、駐車場が混雑して危なく、他の通勤者の方にも迷惑が掛かると思います。現在の矢掛保育園の登園時でも、駐車場が狭く混雑しています。旧あすなろ園跡地も駐車場にすると聞きますが、専用車で子どもたちを指定された保育園に送迎するという行政サービスができれば、子育てと仕事の両立支援に有効と考えますが、いかがでしょうか。保健福祉課長にお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 4番、小塚議員さんの御質問にお答えいたします。

令和2年4月の認定こども園の開設に伴います駐車場の問題と、行政サービスとしての送迎についての御質問ということでございますが。

まず、駐車場につきましては、矢掛幼稚園の西側に新しい駐車場を整備予定でございます。整備台数は約20台分でございますが、この駐車場は、やかげ文化センター駐車場との一体的な利用が可能ですので、来年4月開園予定の矢掛認定こども園の送迎を安全に受け入れることが可能でございます。

次に、専用車で送迎についてですが、送迎は本来保護者が行うものでございまして、仮に、園が送迎をする場合でもその費用は保護者負担となるのが原則でございます。

送迎につきましては、認定こども園の開設準備の段階で保健福祉課でも課題の1つとして検討しておりますが、送迎を実施すると保護者と保育教諭が直接顔を合せて話す機会がなくなってしまうと考えておりまして、この考えは、昨年度の保護者説明会でも御質問を受けて回答しております。

現在、保育園又は幼稚園に通園されている児童は、ほとんどの方が自動車で送迎されておりまして、園に近い方は自転車又は徒歩での送迎という状況でございます。こういった状況も踏まえまして、現段階で、認定こども園の開園に伴いまして送迎を実施する予定はございませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 小塚君。

**○4番（小塚郁夫君）** 御回答ありがとうございました。

今は送迎を考えていないとの回答でしたが、入園希望者も多くいると聞いています。もちろん、共働きの人も多くなってきます。子育てしても働くことができるように、送迎方法を再度検討していただきますようお願いして、私の質問を終わります。

**○議長（花川大志君）** 次に6番、山部多喜夫君をお願いします。6番、山部君。

**○6番（山部多喜夫君）** 議席番号6番、山部でございます。通告に従い2つの質問をさせていただきます。

最初に矢掛商店街で実施されております、無電柱化事業について質問させていただきます。現在、長年の町民の念願であった無電柱化事業が、矢掛商店街で本陣・脇本陣の間と、道の駅予定地から商店街までの間で工事が進められております。このことに関しまして質問させていただきます。

まず、1点目として現在の事業の進捗状況及び当初計画されておりました西町から東町までの区間で、今回の事業で実施されない箇所についての今後の計画について。

2点目といたしまして、今回の官民連携無電柱化事業は、国が電線の地中化を促進させるために全国



で11か所を選定したモデル事業であります。その選定箇所は、北は北海道ニセコ町や群馬県の富岡市、岐阜県飛騨市、兵庫県芦屋市、福岡県宗像市、大分県由布市など、全国的に有名な観光地や世界遺産を有する箇所が選定されておりますが、そういった中に我が矢掛町が選定された事については非常に喜ばしく思っております。

町長を始め執行部の大変な努力があったこととは思いますが、日本各地の名だたる観光地に併せ、本町が選定された理由並びに他の地区の状況について、分かる範囲で教えていただきたい。

以上2点について担当課であります、建設課長さんに御答弁願います。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 6番議員、山部議員さんの御質問、矢掛商店街の無電柱化事業について、2点の御質問に建設課よりお答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問でございますが、現在の事業の進捗状況でございます。今回の無電柱化に関する電線事業者さんは6事業者さんいらっしゃいます。中国電力、NTT、エネルギーコミュニケーションズ、JA倉敷かさや、矢掛放送、備中西商工会でございます。そのうち、中国電力及びNTTについては道路を掘削し地中化を行います。その他の電線管理者の皆さんは、電線のルート替えにより無電柱化を行っております。

電線管理者によって工事の進捗状況は異なっておりますが、予定では、令和2年12月までに、電線管理者による工事を完了し、その後、電柱の撤去を行う予定です。また、舗装の復旧工事は令和2年度末までに実施する予定でございます。

次に、今回の事業で実施されない区間についての計画でございますが、今回の実施区間を当初の970メートルから510メートルに変更しております。これは、この官民連携無電柱化事業の事業実施期間が平成30年度からの3年間に限られており、また、電線管理者が自ら工事を行うため、事業を円滑に行うために立ち上げました、国のアドバイザーを中心とした専門部会及び協議会などで協議を重ねた結果、定められた事業期間内に実施できる範囲に変更したものでございます。

まず、この510メートルの区間において確実に無電柱化を実施し、今回、実施しない区間につきましても、計画自体が無くなったわけではございませんので、今後も無電柱化に向けた検討を続け、適切な事業の採択に向け、努力してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

2点目の御質問でございます。官民連携無電柱化事業に本町が採用された理由でございますが、この事業は議員さんの御指摘のとおり全国で11か所選定され事業実施されております。中国地方では本町のみでございます。はっきりとした選定理由についてはわかりませんが、私の承知しております範囲で回答させていただきますと、まず、モデル事業であり国の方針として各電力業者に1か所程度の選定を行ったと聞いております。そして、これまでの本町の無電柱化に対する取り組みや、全国的にも珍しい、まるごと道の駅の関連事業であること、そして何より、山野町長と国土交通省のコネクションやロビー活動が効果的であったと思っております。

また、他地区の実施状況でございますが、9月末に本事業の実施団体が集まり、官民連携無電柱化支援事業の実施に関する会議が開催され意見交換を行いました。その時に得ました情報により回答させていただきます。11地区の中で既に工事着手しております地区は、本町を含め3地区でございました。それぞれの地区で大変御苦労されている状況で、本町と同様に施工区間を変更等実施した地区もございました。また、電線管理者や地元関係者との協議が整っていない状況もあるようです。参考までに申し

上げますと、本町の実施区間 510 メートルは 11 地区の中で最も施工延長の長い地区でございました。そういった各地の状況の中でも本町は順調に事業が進んでおり、国からも他の実施団体からも高い評価をいただいている状況でございます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 山部君。

**○6 番（山部多喜夫君）** 現在の本町の無電柱化事業について、御答弁いただきました。現状では順調に進んでおり、他の地区と比較しても順調であるとのことでございますので、大変喜ばしく思っております。関係者の方々の御尽力に感謝申し上げます。

再質問として、先ほどの御答弁で、電柱を撤去するのは中国電力と N T T といったことでありましたが、私が商店街を歩いてみますと、それ以外の照明柱や道路標識等の柱も多く見受けられます。この柱についてどのようにお考えなのか建設課長さんの所見をお尋ねいたします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 6 番議員、山部議員さんの再質問に建設課よりお答えさせていただきます。

中国電力及び N T T の電柱以外の柱についてどのようにするのかといった御質問でございますが、議員さん指摘のとおり、中国電力及び N T T の電柱以外の柱が事業区間内に多数ございます。

建設課といたしましては、電線管理者以外の柱についても出来るだけ撤去したいというふうを考えております。現在、警察や商工会議所などの関係者と協議を始めたところでございます。現状では、まだ、検討中でありますので方法等については未定でございますが、町といたしましては、この区間も重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指しており景観に出来るだけ配慮した無電柱化を目指していこうと考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 山部君。

**○6 番（山部多喜夫君）** 2 番目の質問として、町営住宅の現状について 2 点質問させていただきます。

1 点目として、現在、町内各所に町営住宅が整備され、多くの町民の方に御利用いただいております。そこで、各町営住宅の種類、目的、入居状況について説明をお願いいたします。

2 点目として、昨年度より新小林住宅の工事に着手され、今年度も引き続き工事が実施されております。また、矢掛団地に災害公営住宅も計画されていると思います。町営住宅の中には、一定年数を経過し、老朽化の進んでいる住宅も見受けられます、今後の町営住宅の整備計画について担当課長のお考えをお尋ねいたします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 山部議員さんの、2 点目の御質問について建設課よりお答えさせていただきます。

まず、1 点目の御質問でございますが、現在、矢掛町公営住宅として 216 戸ございます。内訳として、低所得者を対象といたしました町営住宅 87 戸、一定の所得を有し、自ら住居するための特定公共賃貸住宅 69 戸、町内への移住定住するものに対し、生活の基盤となる住宅を提供するとともに地域活性化の担い手確保を図るための定住促進住宅 60 戸でございます。

11 月末の入居状況といたしましては、216 戸中、212 戸に入居をしていただいております。入居率 98.1 パーセントでございます。残りの 4 戸につきましては、入居募集中が特定公共賃貸住宅で 2 戸、定

住促進住宅1戸の計3戸、定住促進住宅1戸が退去修繕中でございます。

過去3年間の入居状況をみてみますと、町外からの入居者80名、町内からの入居者39名で町外からの入居者が多くなっている状況でございます。退去される方の状況では町外への退去者が34名、町内への退去者が64名であり、町外から入居され退去の際も町内に新たな住居を求められる方が多い状況であり、定住促進に寄与している状況でございます。

2点目の御質問、老朽化の進んでいる住宅に関しての今後の整備計画についてですが、216戸の住宅の内、耐用年数を経過した住宅は55戸ございます。これらの住宅につきましては、耐用年数も経過しており現在の建築基準も満たしていないため、今後、大規模な改修は行わず、お住まいの方が退去された住宅より順次、撤去する方針でございます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 山部君。

**○6番（山部多喜夫君）** 町営住宅の現状について、建設課長に御答弁いただきました。

御答弁の中にありましたように、ほぼ満室の状況で、また、町外からの入居者も多く退去時にも多くの方が町内にとどまっていたいただいていることは、矢掛町が推進している“やさしさにあふれ かいできで げんきなまち”を目標とした、さまざまな施策が実際に矢掛に住んで評価していただいた結果だと思います。

そこで、再質問ですが、本町の第6次振興計画では、施策5－5住環境整備の推進の中で施策の方向として、町営住宅の整備を掲げておられますが、内容は「老朽した町営住宅を計画的に整理します。」と記載されております。先ほどの答弁にもありましたように、町営住宅の入居状況は非常に良好で、昨年度の新小林住宅の入居には多く募集があったとのこと聞いており、非常にニーズの高い事業であります。また、人口増対策としても有効かと思えます。老朽化した町営住宅の整理ではなく、整備をお考えではないのか、改めて建設課長にお尋ねいたします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 山部議員さんの再質問、老朽化した町営住宅の整備について建設課よりお答えさせていただきます。

先ほどの御質問の中にもありましたように、昨年度、新小林住宅を建設いたしまして、募集をさせていただいたところ、8戸の募集に対し16件の応募がございました。本年度も現在8戸を建築中ですが、既に多くのお問い合わせをいただいております。併せて、災害公営住宅1戸も建築予定です。

来年度も小林住宅を7戸建築予定でありまして、3年間で町営住宅が24戸増加し232戸となります。新小林住宅は老朽化した小林住宅跡地を活用し整備を行っており、また、災害公営住宅も財源的に有利な事業採択を受けるなど、町長の指示のもと積極的に補助事業を活用し適切な時期に町営住宅の整備を行っております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 山部君。

**○6番（山部多喜夫君）** 町営住宅の整備状況について、町長の指揮のもと町営住宅を積極的に整備なさっていることを御答弁いただきました。

私といたしましては、一定年数の経過した町営住宅整理後の計画が多少気になっておりますが、いかんせん、お住まいの方もいらっしゃるということです。老朽化した町営住宅整理後につきましても、

有効な施策を展開されますことをお願いして質問を終らせていただきます。

**○議長（花川大志君）** 8番，土田正雄君お願いします。8番，土田君。

**○8番（土田正雄君）** 議席8番の土田でございます。

今回は，2点についての質問をさせていただきます。まず1点目は，公共育成牧場跡地利用についてお尋ねをいたします。今年6月17日の畜産公社の解散に伴い，広大な草地が使われなくなりました。

また，借地の草地も個人に返され，一部の町有地には，県河川の浚渫土砂が搬入されております。

しかし，草地も管理されなくなると，数年で木も生えてくるなど森林化が進んでいくと思われます。この広大な土地の利用について，今後，町としての土地活用などの取り組みについてお尋ねをいたします。

**○議長（花川大志君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 8番，土田議員さんの公共育成牧場跡地利用の御質問に，お答えをさせていただきます。

御承知のとおり，牧場が立地している一帯は丘陵地に広がる自然環境に恵まれた場所で，これを生かして，優良な牛の集団預託育成を行い，畜産業の振興に大きな役目を果たしてまいりましたが，その役割を終え，御指摘のありましたとおり，本年6月に畜産公社を解散いたしましたところでございます。

これまで，牧草地，放牧地などに使用してまいりましたが，畜産事業の廃止により，これを放置し，何の利用も行わないということになれば，元の山林に戻るのに多くの時間を要しないというふうに思われます。

更にこれを再度活用しようとすれば，多くの労力と経費の発生が見込まれ，非効率でございます。そうした中，牧草栽培のために，牧草地の利用希望がまいております。当面は，こうした牧草地として利用が可能というふうに考えております。

また，約350メートルの丘陵地に位置する冷涼な気候を活かした牧場や農産物の生産物等の農地として活用ができるのはもちろんですが，牧場敷地内には倉見池やライオンズの森があり，また，牧場の南には高妻山森林公園があります。

更に，矢掛方面に進みますと利用者が急増いたしております亀島キャンプ場，水車の里フルーツトピアなどが近隣にはあり，これらの施設と連動したハイキングなどの観光，レクリエーションにも最適な場所でもあります。このような立地条件を活かして有効活用を行うことで町の活性化にもつなげることが期待できるところでございます。

今後において，議員さんをはじめ，多くの方のお知恵をお借りしながら，情報収集に努め，有効活用を研究してまいりたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 土田議員。

**○8番（土田正雄君）** 回答ありがとうございました。草地につきましては，先ほど回答があったように牧草地としての利用の希望があるのであれば，牧草地として活用してもらうことで，現状を維持できるのではないかと思いますので，その方向で進めていけば良いと思います。

また，先ほど説明がありましたように，牧場が立地している一帯は，ハイキングなどの観光・レクリエーションなどに最適な場所であると思います。

また，周辺には，亀島キャンプ場，水車の里フルーツトピア，運動公園などの施設があり，観光に有効活用できるのではないかと思います。

しかしながら、牧場に行くアクセス道路はいずれも集落内の生活道路を利用しております。県道市場青木線は改良計画はありますが、完成までにはまだ数年掛かるのではないかと思います。また、一部未改良のまま残っている場所についても見通しが立っておりません。

そこで、集落内を通行しない高妻線の視距改良や1.5車線化を検討してはどうかと思いますが、町としての考えをお尋ねいたします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 8番議員、土田議員さんの再質問、林道高妻線の改良についての御質問に建設課よりお答えさせていただきます。

最初に、昨年度から小田川浚渫土を公共育成牧場跡地に搬入させていただいております。多数の大型車両が通過し、地域住民の皆様には御迷惑をお掛けし、また、大変な御理解、御協力をいただきましたこととお礼申し上げます。

また、工事車両の通過により、道路がかなり損傷しているため、岡山県が大規模な舗装補修工事を発注しております。地域住民の皆様には交通規制等で御迷惑をお掛けいたしますが、引き続き御協力をお願いいたします。

議員さんの御質問の趣旨は、林道高妻線を牧場跡地へのアクセス道として視距改良や1.5車線化を検討しては、といった御質問かと存じます。まず、御質問にありました、県道市場青木線の進捗状況を岡山県に確認いたしましたところ、本年度用地については一部買収を完了しており、来年度より順次工事着手するとの事でございます。

しかし、御指摘のとおり用地交渉が計画どおりに進んでない箇所も多いようでございます。御提案の林道高妻線でございますが、全延長4,155メートル、幅員は3メートルから4メートルでございます。1.5車線化の検討でございますが、1.5車線の改良調査・設計マニュアルというものがございまして、これによりますと、道路交通量、観光施設の利用者数を勘案いたしますと、本路線は、道路構造令によります、第3種第5級の規格の道路となります。この道路の標準幅員は4メートルであり、また特例幅員の3メートル以上も確保してあるため、既に、概ね1.5車線化の道路の基準を満たしておると考えております。

次に、視距改良についてでございますが、現地を確認させていただきますと御指摘のとおり、視距の不良な箇所が見受けられます。まずは樹木の伐採による視距の確保を実施したいと存じますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○8番（土田正雄君）** 再質問の回答ありがとうございました。先ほどの説明で、道路構造令の3種5級、つまり3種での通行量が500台以下ということですが、しかしながら、大型車の通行量が多い場合、現状の企画では勾配もきつく、カーブも多く、見通しも悪いので安全に一般車両の方が安全に通行できるとは思えません。しかしながら、当面のできる限りのことをしていただき、皆さんが安全に通行できることを求めまして、1点目の質問を終わります。

次に、市街地の観光駐車場の管理・運営についてお尋ねをいたします。市街地に観光駐車場が数箇所ございますが、夕方の時間帯でも多くの車が駐車しており、観光客や商店のお客の車以外の人が駐車しているように思えます。そこで、観光駐車場の現状と管理体制についてお尋ねをいたします。

次に２点目は、今後、道の駅ができることにより駐車場の位置・駐車状況などアプリを活用した情報提供についてお尋ねをいたします。市街地の観光駐車場は、中銀前矢掛町観光駐車場、やかげ町家交流館駐車場、そして、にぎわい駐車場などがあります。しかし、どの観光アプリを見ても現在の観光駐車場としての看板や駐車可能台数、料金などが明記されておりません。そこで、今後、観光客が安心して車を止められるようアプリを活用した情報提供についてのお考えをお尋ねいたします。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** ８番、土田議員さんの第１点目の御質問、市街地に観光駐車場が数箇所あるが、いつも多くの車が駐車しているが、現在の管理体制についてはどうしているのかについて、また、第２点目の御質問、今後、道の駅が出来ることにより、駐車場の位置・駐車状況などアプリを活用した情報提供についての御質問について、産業観光課からお答えします。

まず、第１点目の御質問についてですが、トマト銀行矢掛支店前のにぎわい駐車場、やかげ町家交流館の駐車場につきましては、株式会社やかげ宿が管理をしており、適正な利用となるように管理し、場合によっては注意を行っていると聞いております。今後、ますます増加する観光客の駐車場として適切に利用が行われるように、管理についても協議、指導してまいりますのでよろしくお願いいたします。

また、第２点目の御質問ですが、国の補助事業である都市再生整備計画事業を活用し、駐車場有効利用システム調査設計業務を委託事業により、今年度実施しておりますので、その内容につきまして報告いたします。本事業では、道の駅の駐車場と既存の駐車場の有効利用を促進することにより矢掛町の中心部を訪れる来訪者を適切に駐車場に案内し、路上駐車やうろつき車両による交通阻害の解消、歩行空間の安全性・快適性の確保を図る駐車場の有効利用システムの構築を目的としております。

まず、現状分析のため、既存の資料及び現地の調査により、検討対象とする駐車場の概要、具体的には、収容台数、駐車場のレイアウト、出入口、管理方法、案内施設などの整理を行っております。

また、対象駐車場としては、備中西商工会駐車場、やかげ町家交流館駐車場、中国銀行矢掛支店前の第１駐車場、先ほど申し上げました、にぎわい駐車場、それから、ふれあい広場駐車場、やかげ郷土美術館の駐車場、旧矢掛商業高校駐車場の７か所で、駐車場の出入り調査を元町交差点付近で、交差点の通行量調査を、平日、日曜日の各１日ずつ計２日、午前７時から午後７時までの１２時間で実施し、町内の一般車の駐車場の利用実態を把握したところです。具体的に実施日は、平日は１１月２１日の木曜日、日曜日は１１月１７日と、この２日間でございます。この調査結果を踏まえまして、周辺観光施設の立地状況・利用者数や今後の観光施策を考え、駐車場に関する課題を整理し、コストと整備効果のバランスを考慮して、計画をまとめていく予定でございます。道の駅をエントランスとして、矢掛町へ来られる方への駐車場の案内・誘導が適切に行われるよう、いろいろなシステムを検討し、それぞれの駐車場に最も適したシステムを導入するよう検討してまいります。

また、駐車場の案内、誘導のための情報は、道の駅でのモニター、矢掛町のホームページ、観光アプリで見ることができることも検討しており、道の駅オープンに向けて現在、準備を進めているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○８番（土田正雄君）** 回答ありがとうございました。再質問として、２点行いたいと思います。

まず、１点目の質問、駐車場の管理については、先ほど、やかげ宿に管理を委託しているという回答

でございましたが、朝行っても、夕方行っても、いつも同じような車が駐車している現状について、今後、観光駐車場としての意識を持ってもらうためにどう進めていくのか再度お尋ねします。

次、2点目として、駐車場の出入り調査を平日・日曜日行なったという回答がございましたが、その利用状況を把握しているのであれば、内容について、回答できる範囲内での回答をお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 8番、土田議員さんの1点目の再質問、観光駐車場の今後の進め方について、第2点目の御質問、利用調査の状態把握についての御質問について産業観光課からお答えします。

まず、第1点目の再質問についてですが、株式会社やかげ宿では定期的に観光駐車場を見回り監視し、また、写真によりその状況を記録し、違反駐車車両があった場合には、速やかに口頭により注意、指導しているとのことです。なお、再三の口頭による注意・指導により効果が無い場合は、違反駐車車両への注意喚起の紙を置くなどの措置を講じているとのことでございます。

このたび、再度聞き取りをいたしましたところ、観光駐車場の監視、見回りの強化をこれからも強く図っていくということで確認をいたしましたのでよろしくお願いいたします。

また、第2点目の御質問についてですが、現在、先ほど申し上げました調査結果の内容の取りまとめをしているところでございます。その結果を踏まえまして、現状分析をいたしまして、今後の運用を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○8番（土田正雄君）** 再質問の回答ありがとうございました。

いずれにしても、住民の観光客に対する意識がどうあるか、ということではないかと思います。例えば、駐車スペースの車止めに観光客用などの表示で区別することで、地域住民の意識も改善されるのではないのでしょうか。

町民全体で、観光客に対するおもてなしの心を持ち、観光の町としての意識を醸成できることを期待して質問を終わります。

**○議長（花川大志君）** 昼食の時間が近づいてまいりました。少し早いのですが、ここでいったん会議を中断して、この際昼食などのため13時まで休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時52分 休憩

午前13時00分 再開

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

それでは7番、川上淳司君お願いします。7番、川上君。

**○7番（川上淳司君）** 議席7番の川上淳司です。通告により質問いたします。

質問としましては、災害対策に対して質問させていただきます。災害の起きた場合、議員の立ち位置についての確認をさせていただきたいと思います。議員としては、どのように対応していけばいいのかを、今回の7月豪雨の時も、相当いろいろあって右往左往しましたので、迷惑にならない程度のとこでどのような状態でやっていけばいいのかということを1つ。

それから、防災備品の保管状況及び保管量と保管位置についてお聞きしたいです。そして、最後に福祉避難所の設置についての考え方について、詳しく聞きたいので総務企画課長よろしくお願いします。

**○議長（花川大志君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 8番、川上議員さんの災害対策の現状ということで御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、災害時の議員の立ち位置、どのような対応を行えば良いのかということでございます。災害対応は、国、県、市町村の責務というふうにされております、災害対策基本法に国、県、市町村の責務が規定されております。市町村の責務といたしまして当該市町村の住民の生命、身体及び防災に関する計画を作成し及び法令に基づきこれを実施する責務を有する、というところで防災計画を定め、避難勧告等の発信、避難情報災害応急対策、災害復旧事業等の実施が求められております。

そして、住民の責務といたしまして、食品、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の組織により防災に寄与するように努めなければならない。というふうに規定をされております。

災害発生時に議員がどのような活動を行えば良いのか、という御質問でございます。昨年の災害時にも議員の皆様にはそれぞれのお立場で、緊急時の対応やその後の普及等の災害対応に御尽力をいただいたところでございます。

議会議員に法的な責務は求められてはおりませんが、地域住民の代表という意味合いから、各地の議会では災害対応マニュアル等の行動計画書を独自に定め、例えば、議員は、災害等が発生することが予測される場合は、地域の防災活動に努めるものとする。あるいは、議員は、災害等が発生した場合は、地域での減災活動に努めるものとする。また、議員は、災害等に関して得られた情報に基づき、市民への情報提供を積極的かつ適切に行うものとする。というふうな、議会としての対応方針を予め定められて、具体的な活動を検討されている議会もあるようでございます。矢掛町議会といたしてもこうした事例を参考にされながら、どのような対応をするのかを御協議されるのも一案かというふうに存じます。

次に2点目の御質問、防災備蓄品の状況ということでございます。災害用備蓄といたしまして、昨年の災害時に開設した6小学校体育館及び中川地区の避難所といたしましたB&G海洋センター、そして中川小学校の体育館8か所の避難所用として合計で、毛布220枚、水が2リットルペットボトルで420本、クラッカー500缶、乾パンも500缶、避難所開設の当初において対応ができるよう最低限の必要な物品を備蓄いたしております。

また、旧矢掛商業高校の跡地には、毛布約370枚、水が2リットルペットボトルで約3,000本、500ミリリットル入りのペットボトルで約260本、クラッカーを約800缶、乾パンも約800缶、白粥約240食、このほか子ども用・大人用紙おむつ、トイレットペーパー、簡易トイレ、衣類、タオル等、それから土砂等の後片付け時の物として軍手でありまして、雑巾、デッキブラシなどの備蓄をいたしております。また、非常用御飯3,200食、500ミリリットルペットボトルの水2,200本、毛布約720枚の追加購入を計画いたしております。これらの物品につきましては、災害の発生に応じまして避難所へ運搬してまいります。また、町内には一時避難所として登録している地域の公会堂等が16か所ございます。それぞれに非常用の御飯24食、500ミリリットル入りのお水ペットボトルで24本、毛布10枚をそれぞれ配備いたしております。



また、御家庭の方でも備蓄の方をお願いしたいと思いますけれども、電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備えまして、普段から飲料水や保存の効く食料などの備蓄をお願いしたいと思います。防災のために特別なものを用意するのではなく、できるだけ普段の生活の中で利用されている食料・飲料・生活必需品などの備蓄をお願いしたいと思います。推奨されておりますのは、飲料水3日分、1人1日3リットルが目安ということでございますが、お水、それから非常食3日分の食料として、御飯、アルファ米なんですけれども、ビスケット、板チョコ、乾パンなどを人数分御用意いただきたいというふうに思います。また、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、マッチ、ろうそく、カセットコンロなどの御用意もお願いしたいと思います。

なお、大規模災害発生時には、1週間分の備蓄品が望ましいというふうにされております。

次に3点目の御質問、福祉避難所の設置についての考え方でございます。福祉避難所とは、災害時において要配慮者と言われます高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する人は、一般的な避難所では生活に支障が想定されます。このため、予め福祉施設と協定を結びまして、災害発生の際があるとき、要配慮者を受け入れ、何らかの特別な配慮を行える避難所として設置されるのが福祉避難所でございます。この福祉避難所につきましては、災害対策基本法施行令、内閣府令などにより避難所の指定基準が示されております。要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。そして、災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていることが求められています。

現在、矢掛町で協定しております施設といたしまして、矢掛荘、たかつま荘、グループホーム本陣、小規模多機能ホームぼちぼちの4施設が協定を結ばさせていただいております。受け入れ可能な人数ですけれども、各施設の当日の入所者や利用者によって左右されますので、明確な数字は申し上げられませんが、最大で約20名程度が受入可能ではないかと見込んでいるところでございます。

以上で回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○7番（川上淳司君）** 備蓄品の保管場所で、一言申し上げたいと思います。主に、今回水害であった所ですが、他地区でもあった水害をみますと、1階の倉庫に置いてあって、実際に使えない状況が多々散見されます。それでは、全く意味のないものになってしまいますので再度御確認をお願いします。

それでは、ここで、再質問に移らせていただきます。先ほどの、福祉避難所で妊婦の方についての、どのように考えられているか、すみません通告を行っておりませんが保健福祉課長答えていただけますでしょうか、よろしくお願いします。

**○議長（花川大志君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 7番、川上議員さんの再質問に保健福祉課からお答えいたします。妊婦さんにつきましては、特別な配慮が必要な場合の避難場所といたしまして、健康管理センターの和室を御用意しております。まず、一度は、いったん避難所の方に避難をしていただきまして、それから生活が困難であるというふうに思われましたら、受付の方に申し出ていただきましたら、健康管理センターの和室の方に避難をしていただくようになります。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**〇7番（川上淳司君）** 今回の質問は、経験したことに対して確認のためにさせていただきました。次があるとは考えたくはありませんが、備えあれば患いなしの言葉どおり二度と災害になって欲しくはありませんが、備えることの大切さを今回学びました。各公民館でもさまざまな取り組みが行なわれていますが、地域の住民パワーを確認するとともに、近所力を再発見する機会とともに、向こう三軒両隣が戻ってくることを期待して、次の質問に移らせていただきます。

次の質問ですが、私はいつも井原線を利用して岡山へ通勤しております。井原線の駅の新駅新設とバリアフリーについてお願いしていますが、一向に改善されていないのが実情です。確かに井原線は、民営化とされている汽車かもしれませんが、しかし、地域の基幹交通として、重要なものと思っています。補助金で運営されている公共交通機関ですが、補助を行っている以上、儲かる路線へと変わっていただかないと、と思っております。

だから、ここはひとつ新駅を造って、新たな儲かり策を考えていきたいと思って提案をさせていただこうと思います。それは、私が、今、考えているのは、運動公園前駅です。矢掛の運動公園の利用率を考えてみれば分かるように、駅を造るスペースがあること、近くの人に利便性が上がること、最大のメリットは、階段を上がる数が少ないということがメリットだと考えます。井原から向こう、出部、高屋駅の間の距離は僅かだと思っておりますし、当然、駅の数が増えることによって我が町矢掛がどんどんと発展していく近道だと思っておりますので、ぜひ実現させてみたいもんだと思っております。町長お考えをお教えてください。

**〇議長（花川大志君）** 町長。

**〇町長（山野通彦君）** 7番、川上議員の井原線の新駅と運動公園駅場所の設置という質問でございます。この件については、今の議員さんおわかりかどうか、新駅についてはですね、過去、矢掛駅と小田駅間で数回、要望があった経緯がございます。その時々、いろいろな事情をお聞きし、そして井原鉄道の意見も聞き、検討した結果、実現には至っておりません。そのくらい、そう簡単ではないということですね。

そこで、議員さんも、どこまでおわかりかちょっとわかりませんが、その当時の議員さんも大幅に代わられてますので、この案件というのは、いつ質問が出てもし思議がないので、その対応方法について、基本認識といいますか、今、言われることだけで判断できないので、多少ちょっとお話しをさせていただければと思います。

まず、要望先と言いますか、決定者は井原鉄道株式会社であります。どちらかや私もですね、おたくと一緒にですね、要望者の方になるということでございます。それで、なりますとですね、まだ誰が、この構成員の決定権を持つのかということですが、地方公共団体、つまりこの中ではですね、岡山県と広島県、それに沿線市町と岡山の笠岡も入っています。この2県7団体の合計9団体で構成されておる。つまり、お金を払っているのはここだということであります。それに加えて、地元の有力企業が70社、出資をしております。こういう中で取締役会と株主総会、ここで決定されるということを、前提として知っていただければというふうに思います。それに加えて、今、社長は民間の方でございます。

そして、では、経営の方はどうなのかということですが、上下分離方式。ここが一番大事なんです、過去いろいろ経営しても、いくらやっても赤字しかない。この線を残すか、残さないかという大論戦の中で、これは県がその当時県知事が社長でありましたから提案をしたのが、この上下分離方式であったわけでありまして。つまりですね、あまりにも大きな赤字でありますので、上と下を分けるという方

法ですね。下部分というのは、ハード事業、線路とかそういう部類等については県と先ほどいわれました、関係市町村で負担をしておるということでございまして、その矢掛町も年間に1,600万円。矢掛町で1,600万円というのを出しておるというような状況であります。その部分は採算には入れないという中で今、運営をされておるということであります。

そして、上部はどうかというのが、運営の方法であります、これは井原鉄道が責任を持ってやっておるということでございます。御存じのように、約100万から約110万人が利用しておると、非常に多くの方が利用されておりますし、昨年は災害があったので、95万人位だということでございまして、当然収支はですね、ギリギリの状況の運営ということです。過去にもですね、利用料を下げてくれないかという話しも出たことがあります、これを下げたら、また、経営が難しくなるということになってくるとですね、存続が難しいということになってくるので、今は、収支はギリギリ位でいっておるという状況でございます。そこで、今これを、議員が言われる儲かる駅というふうにどう位置づけるかという問題であります。まず、一つは、費用の部分を考えますと、この工事費がどれだけ要るかということでございます。新駅を造る、駅の費用はもちろんですが、それに加えて、線路井原線内の工事もあります。そういうものを含めた経費というのは非常に高額になりますけれどもこの高額全部をですね、先ほどの構成団体、旧の団体の理解が求められなければなかなか難しいということでございます。そして、そのことは、工事費の話だけでありますがイメージとして、それから今、議員が言われる客の収入の増、これについて、運動公園の利用者が多いというのは事実ですが、この方の来られてる家族とか、チームが来てる移動手段、あのまま駅ができたなら、車族でなしに、電車族になるかどうか、これもちょっと多少複雑ですね、今の若い人は、自分の車で行くと、家族で行くとか多人数で行くときにはですね、電車で行くか、自動車で行くか。これもなかなかすぐには読めない状況ではないかなとも思います。ここがですね、議員が言われる儲かる路線というのをですね、ある意味では町民は一部ありましょうが、不透明な他所からの客数をどういうふうに認定して、この収入をどう固めるかと、ここは要望の時には必ず裏付けになる収入をだしていかなければ相手とは話になりません。

だから、発想的には分かるんですけど、現実的にはどうかということがあろうかと思います。これを町長に、尋ねられるというのがですね、議員も何なんです、ちょっと分かり易くいえば、困難と言うふうに言うたげる方が良いかも知れませんが、私の過去の経験から言わせばですね、まず、無理だろうと言う感じがいたします。言われる趣旨はですね、利用を増やしたりですね、あそこの利用者をうまく利用したい趣旨はよう分かるんですけど、この辺のですね収支計算の中でですね、見通しがどうかということが、非常に必要だというふうに思っております。バリアフリーの話もございましたが、これもセットになってますので、やるとなればですね、当然バリアフリーはなっていくというふうになろうかと思っておりますので、総論的には、そういう考え方でございます。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○7番（川上淳司君）** ありがとうございます。本当にあの私も毎回ここで井原線のことはお願いをさせていただきまして、町長も苦しい御答弁だと思いますし、そのように思っておりますが、しかしながら、今後の町民の足として考える場合、岡山、倉敷へ行ける交通機関としては、自立することが急務だと思っておりますし、簡単に言いますとベットタウンというふうな考え方が、これからは良くなっていくかなと思っております。車で私も行く時がありますけど、川辺橋を渡る事、それから市内に入る事、やっぱりそこらへんをこれからどんどん目先を変えていって、やっていただいて、以前ちょっ

とお願いをしたと思いますけど、LRT化を岡山が今、考えてやってきております。そういうことも考えて、どんどん先進的な部分を取り入れていって、富山の富山鉄道のような素晴らしい交通機関ができればなあというふうに思っておりますので、こういうことで少しでも聞いていただいて皆さんがこういうふうな気分が盛り上がってくればと思っておりますので、今後とも、何回も質問しますが、また、大変でしょうがお答えいただくようにお願いします。以上で質問を終らせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 次に9番、浅野 毅君をお願いします。9番、浅野君。

**○9番（浅野 毅君）** 9番議員の浅野でございます。本日は、まちの駅についてと読書通帳について質問させていただきます。

まず、まちの駅についてでございますが、これは私、平成27年3月議会でまちの駅と赤ちゃんの駅、駅家ということで、駅シリーズでいって、お願いやら質問さしていただいたことがあるんですが、赤ちゃんの駅は、今、町にいろいろ旗も立っておりまして、利用させていただいて、感慨深いものもあります。これから、申し上げるまちの駅についてですがね、これから、17・8回まちの駅、まちの駅、出てきますんで、ちょっとまあ、私の文章力が悪いんで、出てくるかもしれませんが、ひとつよろしくお聞きください。

まちの駅は、ウィキペディアによれば地域住民や来訪者が自由に利用できる休憩所や地域情報を提供する機能を備え、更に地域交流・地域間連携を促進する公共的空間であると定義付けております。2000年の8月に、まちの駅連絡協議会が発足しスタートを切りました。2008年の8月現在で、全国で1,439か所、2017年10月に1,599か所が、まちの駅に認定されております。ちなみに、今度、道の駅ということもできますが、ちょっと、ややこしいんですが、ちなみに、道の駅は、1993年、平成5年に登録が始まり、2019年6月現在で1,160か所が登録されております。

まちの駅は、道の駅とどう違うのかと思いますが、これについては後で述べますが、まちの駅について簡単に紹介しますと、無料で休憩できるまちの案内所です。これは、道の駅と一緒になんですが、無料で休憩できるというのが、1番のコンセプトになっておるようです。公共施設から個人商店まで既存空間を利用し、地域情報を提供し、交流を促進させる場でもあります。つまり、次のような機能を持っております。先ほども言いました、休憩機能、誰でもトイレが利用でき、無料で休憩できる。それから、案内機能、まちの案内人が地域の情報について丁寧に教える、それから、交流機能、地域の人と来訪者の、出会いと交流のサポートをする。それから、連携機能、まちの駅間でネットワーク化し、もてなしの地域づくりを目指すというものであります。道の駅と、まちの駅は機能がよく似ているが、以下のような、今、述べますような違いがございます。まちの駅は、設置主体に制限がない、道の駅については、国交省によれば設置できるのは市町村、あるいは市町村に代わる公的な団体であると決められている。まちの駅については公的、民間を問わず設置が可能である。それから、まちの駅は設置場所に制限が無い。道の駅は幹線沿いに設置されることが期待されておりまして、基本的に自動車運転手のための休憩場所であります。まちの駅は人が休憩したり集まったりする空間であるための場所に、設置場所には制限がありません。それから、まちの駅は、設置、運営の費用が、ある程度、少額で済む、ほとんどのまちの駅は民間の商店等が店内の全部、又は一部をまちの駅として来訪者に提供しております。したがって経費があんまり掛からず設置しやすい。以上のように、比較的簡単に設置できる来訪者の憩いの場所であります。赤ちゃんの駅がございますが、この赤ちゃんの駅のイメージに似てるともいえるかと思

ます。設置の手順は、まちの駅設置要項9条によれば登録先は、まちの駅連絡協議会というところであり、要件としては、要項に従い、機能やサービスを提供できること、2人以上の設置者による紹介があること、まちの駅連絡協議会へ入会することの3項目であります。

余談になりますが、駅という意味ですが、旅行者が立ち寄れるような各地の施設をひとまとめにし、マーケティングを意識した名称として、何々の駅という場合があります。道の駅、まちの駅、赤ちゃんの駅、川の駅、それから、海の駅、山の駅、旅の駅、お菓子の駅、健康の駅等々、いろんなことが呼ばれておりますが、かつては小田の駅、小田の駅家もありました。そういうことで、駅という響きはイメージがよくて、矢掛を駅のある町として発信できるのではないかと考えております。蔵のある町ということでは、川越市、埼玉県の川越市なんか、蔵のある町で発信しております。

いずれにしても商店街にまちの駅が数箇所設置されれば来訪者ばかりでなく町を行き交う人々の憩いの場になり商店街及び矢掛町の活性化につながると考えております。見解を聞きたいと思います。産業観光課長さん、お願いします。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 9番、浅野議員さんの第1点目の御質問、まちの駅についての御質問について、産業観光課からお答えいたします。

まず、まちの駅の機能ですが、浅野議員さん御指摘のとおり、主に4点の機能が挙げられますが、この機能を考慮しますと、やかげ町家交流館が、まちの駅の機能を既に果たしていると考えられます。

また、これから開設される道の駅にもこの機能が兼ね備えられたものが予定されております。

次に、道の駅と異なる、まちの駅の特徴につきましては、浅野議員さん御指摘のとおり、主に3点が挙げられております。まず、第1点目は、設置主体に制限がないということですが、特に、民間事業者の方の活躍の場が期待されております。2点目の設置場所に制限がないということでございますが、このため、既存の店舗等の民間施設を活用することができます。また、3点目の設置・運営に費用が少額で済むという点に着目いたしますと、多くの民間の商店等店内の全部または一部を、まちの駅として来訪者に提供される場合、通常の営業とあわせて、まちの案内人として店長・店員さんが適宜案内を行っておられ、特別に経費を掛けられていないというケースもたくさんございます。これら4点の、まちの駅の機能と3点の道の駅との違いを踏まえ、やはり、やかげ町家交流館、矢掛まるごと道の駅が行政部分でのその役割と機能を果たしていくと考えております。

また、必要に応じて既存の商店等民間施設を、まちの駅と位置付けるかについても検討し、官民一体となった協働のまちづくりを推進してまいりたいと思います。

矢掛町では、平成27年度を観光元年と位置づけ、さまざまな施策により、年間約33万人の観光客の皆様にお越しいただいております。現在、山野町長が主要な3つの重要施策として、矢掛まるごと道の駅構想、電線の地中化による無電柱化、重要伝統的建造物群保存地区の指定と同時に推進しております。今後、道の駅、まちの駅以外にもさまざまな制度、事業や概念、仕組み作りが新たに展開されることと思います。

そして、民間事業者の方の活躍の場が大いに広がるものと期待しておりますとともに、観光客の皆様のみならず矢掛町の住民の皆様へのサービスの向上につながり、住んでよかった町、矢掛町になることと思っております。

これからも、道の駅の来年度完成に向けて、矢掛町へのお客様に対して、おもてなしの心でお迎えす

ることが大切であり、まちの駅のコンセプトも併せ持った概念としての、矢掛まるごと道の駅となるように、観光をはじめ官民一体となった協働のまちづくりを推進してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 浅野君。

**○9番（浅野 毅君）** いろいろ御答弁ありがとうございました。

来年度ですかね、いわゆる、重伝建、無電柱化、道の駅ということで、3点セットともよく町長言われております。そういうことで、完成しますと、今、33万言われておりますが、一気に100万とはわかりませんが、それくらいになれば、世界の日本での一流の観光地というふうに認定されるのではないかと考えております。それに、言うことも考えて、私も、まちの駅というものの提案させてもらっております。今、課長がおっしゃったことでも、概ねありがたいなと思ってはいるんですが、ただ民間でもっとやるという気運を作っていかなきゃいかんというふうに思っておりますので、その辺りまた、よろしくお願いします。

そして、交流館がありまして、西側に一つ、二つ、東側に一つ、二つ、ざっとです。それくらいあれば通行人がちょっと、休憩だ、何だ、ぶらぶらして、非常に良いかなというふうに、まあ、そういう気持ちもありまして、お願いやら、質問をさせていただきました。ありがとうございます。

引き続き、2番目の読書通帳についてに質問させていただきます。昨今、読書離れが言われておる昨今、読書に親しんでもらい、読書人口を増やす方法として読書通帳を提案したいと思います。読書通帳には、次の3種類の形態があると言われておりまして、皆さん御存じだろうと思うんですが、利用者が通帳に書き込む形態、あるいは、薬手帳のように、貸出データが印字されたシールを通帳に貼る形態。そして、預金通帳のような通帳機を、ATMのようなものなんですが、通して通帳に印字する形態があるようでございます。ここでは、ATM形式を検討したらということで、お願いの質問でございます。2010年度に下関市立図書館に最初に導入されたそうですが、読書嫌いの人が読書好きになった。いい傾向であるということが言われておりまして、また、通帳は大阪の八尾市のように中学生以下には無料で配付したり、兵庫県の西脇市のように人口の半数近くの2万冊発行し希望者には無料で提供しているというところもございます。岡山県内では新見市立図書館が読書通帳を発行しているようですが、ATM型式かどうかは、ちょっと情報は得ておりません。ATM型はある程度、経費が掛かるようです。具体的に、4・500万くらいなことのよう情報も入っておりますが、実際、私も、見積もりを取っておりませんのでわかりませんが、いずれも図書館の活性化につながり、ひいては町全体の活性化にもつながるものであり、歴史かおる文化の町矢掛をアピールする上でも有意義だと思いますが見解を問います。よろしくお願いします。

**○教育課長（松嶋良治君）** 9番、浅野議員さんの2つ目の質問、読書通帳について、教育課からお答えいたします。

読書通帳は、図書の貸出履歴を記録しておく手帳の総称で、読書通帳機とは、その貸出履歴を利用者が自分で機械を通して読書通帳に記録するシステムでございます。読書の履歴を見える形にすることで、利用者の読書意欲を促進します。ひいては、利用登録者の増加、図書館利用の活性化につながります。

矢掛町立図書館では、手作りの読書手帳を作成し、6年前から希望者に配付しています。近隣の図書館でも、笠岡市、井原市、浅口市とも、同様に読書手帳を活用していますが、いずれも、借りた本の記

入は利用者が手書きで行うというやり方でございます。県内で読書通帳機、議員さんがおっしゃる、いわゆるＡＴＭ形式のやり方を導入している自治体は、私どもで把握している限りでは、比較的新しい図書館、具体的には、昨年７月開館の真庭市、一昨年４月開館の新見市、それに久米南町を加えた３館となっております。

矢掛町では、先ほど申しましたように、ほとんどの自治体と同様、手書き記入であり、それはそれで愛着のあるやり方であると思います。また、現在の図書館を多くの方に御利用いただいております、満足度の面からも高い評価をいただいていると存じております。

しかし、読書通帳機は、導入時、更に、維持管理をする上でも多額の経費が掛かるものではあります。が、導入のメリットも十分認識しておりますので、一般的な普及具合も見ながら、すぐに導入するわけにはいきませんが、導入するかどうか、また、導入するとしたらそのタイミング等も十分見極めていきたいと考えております。貴重な御意見として受け止めさせていただきたいと思っております。

以上よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 浅野君。

**○９番（浅野 毅君）** ありがとうございました。手作りのものを作っておられるということで、非常にありがたいことではございますが、私が申し上げましたＡＴＭ形式をやりますと画期的ではございますんで、矢掛町をアピールする上で非常にいいかなということもございまして、敢えて提案をさせていただいております。日頃、図書館を良く利用させていただいておるんですが、読書通帳は、持っておりませんので、とりあえず手作りのやつ、やってみようかと思っております。どうか、ＡＴＭ形式は経費も掛かりますが、ぜひ、検討していただいてよろしく願いいたします。

以上です。

~~~~~

○議長（花川大志君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会とし、明日５日の午前９時３０分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、次の会議は、明日５日の午前９時３０分から再開することに決しました。それでは、これにて散会いたします。皆さん、御苦労さまでました。

午後１時４０分 散会

令和元年第4回矢掛町議会第4回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 令和元年12月5日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （散会） 午前 9時40分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	川 上 淳 司	出	8	土 田 正 雄	出
9	浅 野 毅	出	10	花 川 大 志	出
11	山 野 豊 久	出	12		

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |           |           |         |
|-------------|-----------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦   | 副 町 長     | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二   | 総務企画課長    | 奥 野 隆 俊 |
| 町 民 課 長     | 稲 田 由 紀 子 | 保健福祉課長    | 小 川 公 一 |
| 産業観光課長      | 妹 尾 一 正   | 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 |
| 上下水道課長      | 平 井 勝 志   | 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也   | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之   | 総務企画課長代理  | 河 上 昌 弘 |
| 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸   | 矢 掛 寮 長   | 西 山 弘 之 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長    奥 村 栄 治                      書                      記    大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 議案第80号 矢掛町職員の分限に関する条例及び矢掛町職員給与条例の一部を改正する  
 条例制定について  
 議案第81号 矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について



- 議案第 8 2 号 矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 3 号 やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 4 号 矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 5 号 矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 6 号 矢掛町病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 7 号 矢掛町公立幼稚園条例及び矢掛町公立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例制定について
- 議案第 8 8 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例制定について
- 日程第 2 議案第 8 9 号 矢掛町振興計画の一部変更について
- 日程第 3 議案第 9 0 号 町道の路線認定について
- 日程第 4 議案第 9 1 号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 9 2 号 令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 9 3 号 令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 9 4 号 令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 9 5 号 令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 9 6 号 令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 9 7 号 令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 5 議案第 9 8 号 工事請負契約の締結について {古屋谷橋橋梁災害復旧工事（上部工）の請負契約の締結}
- 議案第 9 9 号 工事請負契約の締結について（元町排水機場ポンプ更新工事の請負契約の締結）
- 日程第 6 請願第 1 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願
- 請願第 2 号 国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める請願
- 請願第 3 号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（花川大志君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。なお、名部病院管理者におかれましては診療業務のため、本日から11日までの本会議を欠席させていただきたい旨、申し出がありましたので御報告いたします。

~~~~~

日程第1 議案第80号 矢掛町職員の分限に関する条例及び矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について

議案第81号 矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について

議案第82号 矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第83号 やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第84号 矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について

議案第85号 矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

議案第86号 矢掛町病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第87号 矢掛町公立幼稚園条例及び矢掛町公立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例制定について

議案第88号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例制定について

**○議長（花川大志君）** 日程第1、議案第80号から議案第88号までの条例制定案件、9件を一括議題といたします。既に説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第80号から議案第88号までの条例制定案件は、所管となる常任委員会へ付託し、専門的な審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第80号、矢掛町職員の分限に関する条例及び矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について、議案第81号、矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について、議案第82号、矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第83号、やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第86号、矢掛町病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第87号、矢掛町公立幼稚園条例及び矢掛町公立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例制定については、所管の常任委員会である総務文教常任委員会に、また、議案第84号、矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について、議案第85号、矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について、議案第88号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例制定については、所管の常任委員会である、産業福祉

常任委員会へそれぞれ付託することに決しました。

~~~~~

日程第2 議案第89号 矢掛町振興計画の一部変更について

○議長（花川大志君） 日程第2，議案第89号，矢掛町振興計画の一部変更についてを議題といたします。既に，説明は終わっておりますので，これより質疑を行います。

○議長（花川大志君） 質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第89号は所管の常任委員会である，予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたいと思います。これに，御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって，議案第89号，矢掛町振興計画の一部変更については，予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第3 議案第90号 町道の路線認定について

**○議長（花川大志君）** 日程第3，議案第90号，町道の路線認定についてを議題といたします。これも説明が終わっておりますので，直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。議案第90号については，原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって，議案第90号，町道の路線認定については原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第4 議案第91号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について

議案第92号 令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第93号 令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第94号 令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第95号 令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について

議案第96号 令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第97号 令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（花川大志君） 日程第4，議案第91号から議案第97号までの，補正予算案件7件を一括議題といたします。既に説明は終わっておりますので，直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第91号から議案第97号までの補正予算案件は、所管となる予算決算常任委員会へ付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第91号、令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について、議案第92号、令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第93号、令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第94号、令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について、議案第95号、令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、議案第96号、令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第97号、令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第98号 工事請負契約の締結について〔古屋谷橋橋梁災害復旧工事（上部工）の請負契約の締結〕

議案第99号 工事請負契約の締結について（元町排水機場ポンプ更新工事の請負契約の締結）

**○議長（花川大志君）** 日程第5、議案第98号及び議案第99号の工事請負案件2件を一括議題といたします。これも、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

これより、採決を行います。お諮りいたします。議案第98号及び議案第99号は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第98号、工事請負契約の締結について〔古屋谷橋橋梁災害復旧工事（上部工）の請負契約の締結〕、議案第99号、工事請負契約の締結について（元町排水機場ポンプ更新工事の請負契約の締結）は、原案のとおり可決決定することに決しました。

~~~~~

日程第6 請願第1号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願

請願第2号 国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める請願

請願第3号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願

○議長（花川大志君） 日程第6、請願第1号から請願第3号までを議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号から請願第3号までは、それぞれ所管となる常任委員会へ付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願及び請願第3号、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願は、産業福祉常任委員会に、請願第2号、国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める請願は、総務文教常任委員会に審査付託することに決しました。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会とし、次の会議を11日の午前9時30分から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて散会とし、次の本会議を11日の午前9時30分から再開することに決しました。

ここで、念のため、各常任委員会の審査日程をお知らせいたします。12月6日の金曜日、午前9時30分から総務文教常任委員会が、同じく6日の金曜日、午後1時30分から産業福祉常任委員会が、12月9日の月曜日午前9時30分から予算決算常任委員会が、いずれも全員協議会室において開催されますので、関係者の皆さんには、御出席をお願いいたします。

なお、議員の皆さんは、この後、9時55分までに全員協議会室へ御参集ください。

本日予定しておりました審議は全て終了いたしました。それでは、これにて散会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

午前9時40分 散会

令和元年第4回矢掛町議会第4回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和元年12月11日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
（議事） 午前 9時30分  
（閉会） 午前10時10分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|-----------|------------|
| 1        | 田 中 輝 夫 | 出          | 2        | 高 月 敏 文   | 出          |
| 3        | 原 田 秀 史 | 出          | 4        | 小 塚 郁 夫   | 出          |
| 5        | 石 井 信 行 | 出          | 6        | 山 部 多 喜 夫 | 出          |
| 7        | 川 上 淳 司 | 出          | 8        | 土 田 正 雄   | 出          |
| 9        | 浅 野 毅   | 出          | 10       | 花 川 大 志   | 出          |
| 11       | 山 野 豊 久 | 出          | 12       |           |            |

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	嶋 山 英 二	総務企画課長	奥 野 隆 俊
町 民 課 長	稲 田 由 紀 子	保健福祉課長	小 川 公 一
産業観光課長	妹 尾 一 正	建 設 課 長	渡 邊 孝 一
上下水道課長	平 井 勝 志	教 育 課 長	松 嶋 良 治
矢掛病院事務長	稲 田 欽 也	会 計 管 理 者	藤 原 徳 忠
介護老人保健施設事務長	丹 下 裕 之	総務企画課長代理	河 上 昌 弘
総務企画課主幹	三 宅 伸 幸	矢 掛 寮 長	西 山 弘 之

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 委員長報告 議案第80号 矢掛町職員の分限に関する条例及び矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 8 1 号 矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 2 号 矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 3 号 やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 4 号 矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 5 号 矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 6 号 矢掛町病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 7 号 矢掛町公立幼稚園条例及び矢掛町公立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例制定について
- 議案第 8 8 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例制定について
- 議案第 8 9 号 矢掛町振興計画の一部変更について
- 議案第 9 1 号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 9 2 号 令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 9 3 号 令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 9 4 号 令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 9 5 号 令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 9 6 号 令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 9 7 号 令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 請願第 1 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願
- 請願第 2 号 国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める請願
- 請願第 3 号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願

~~~~~

午前9時30分 開議

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。

5日の本会議以降、7日には二十四節気の1つ大雪の名のとおり、日本全体が寒気に覆われ、冬の深まりを感じます。風邪などひかれませぬよう、皆さん、くれぐれもお体をおいとください。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 諸般の報告

**○議長（花川大志君）** 日程第1、諸般の報告を行います。

本定例会初日に行いました諸般の報告について、追加事項があるため、この際、町長より報告をしていただきます。山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 今、議長の方からありましたように、4項目について追加報告をさせていただきたいと思います。

報告第9号、矢掛放送との災害時における情報共有と緊急放送及び特設テレビの設置等に関する協定の締結についてでございます。

町では、昨年の豪雨災害を教訓に、さまざまな協定を締結しておりますが、去る11月15日に矢掛放送株式会社と、災害時における情報共有と緊急放送及び特設テレビの設置等に関する協定を締結いたしました。

この協定は、矢掛町内で風水害などの大規模災害が発生した場合において、町と矢掛放送とで災害情報・支援情報を共有すること、河川監視カメラを約10か所に設置し、矢掛放送が設置費用を、町はその電気料金を負担すること、災害発生時に矢掛放送が優先的に災害緊急放送を実施すること、避難所等10か所にテレビを設置するための配線工事費・ケーブルテレビ利用料を矢掛放送が負担し、町はテレビの設置を行い、その電気料金を負担することなどに関しまして、必要な事項を定めたものでございます。この協定に、快く対応して下さった矢掛放送渡邊社長には敬意を表する次第でございます。

町としましては、この協定締結を通じ、もしもの時に備えて迅速な情報共有・情報伝達を行えるよう、協力してまいりますとともに、町民の皆様に防災意識の向上に向けた取り組み等をしっかりと図っていきたくて考えておりますので、よろしくお願いいたします。

報告第10号、みかわてらすの中国四国農政局、ディスカバー農山漁村の宝の選定について御報告申し上げます。

ディスカバー農山漁村の宝は、農林水産省の事業で、強い農林水産業、美しく活力ある農山漁村の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより、地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定し、全国への発信を通じて他地域への横展開を図るものであります。

このたび、みかわてらすが、全国での選定には至りませんでしたが、中国四国農政局が独自に実施している、中国四国農政局、ディスカバー農山漁村、むらと言っていますけれど、宝として選定されました。

中国四国管内では、220件の応募があり、その内21地区と3名が選定され、岡山県内では3地区が選定されております。今後も、地域農業の活性化や維持への取り組みに、しっかりと頑張っ



思います。大変おめでとうございます。

報告第11号、第4回矢掛町ブランド・移住・観光PRフェアの開催について御報告を申し上げます。

矢掛町では、歴史や自然等の素晴らしい資源を生かした町づくりを進め、全国に向けて矢掛の魅力を発信することで、移住、定住、交流の促進を進めております。その一つとして、昨年に続き、第4回矢掛町ブランド・移住・観光PRフェアを開催いたします。

お手許に配付いたしておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、開催日程は、令和2年2月7日と、8日の2日間で、開催場所は東京新橋でございます。5周年を迎えました県のアンテナショップ、とっとり・おかやま新橋館でございます。

このイベントを通じて、矢掛町ブランド認定品などの特産品の販売や、移住、観光情報を広く首都圏の皆様にお知らせし、矢掛町の魅力を発信し、観光誘客の促進、移住定住、交流拡大につなげていきたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、在京のお知り合いの皆様にもお知らせいただき、御協力いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

報告第12号、矢掛町立矢掛認定こども園落成式の開催について御報告を申し上げます。本年7月に着工いたしました、矢掛認定こども園の整備工事が、来年2月末には完了し、3月4日水曜日に落成式を迎える運びとなりました。工事関係者の方々の御努力や、保護者や地元の皆様をはじめ、御理解、御協力をいただきました全ての方々に深く感謝し、お礼申し上げます。

矢掛認定こども園は、教育と保育を一体的に行い、幼稚園機能と保育園機能の両方を併せ持つ、新しい施設でございます。園での活動を通じて、矢掛町の未来を担う子どもたちが、たくましく、健やかに成長されることを切に願っております。

議員の皆様には、改めて御案内いたしますので、予め御承知いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上4件でございます。

**○議長（花川大志君）** 町長からの追加報告が終わりました。以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 委員長報告 議案第80号 矢掛町職員の分限に関する条例及び矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について

議案第81号 矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について

議案第82号 矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第83号 やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第84号 矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について

議案第85号 矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

議案第86号 矢掛町病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第87号 矢掛町公立幼稚園条例及び矢掛町公立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例制定について

議案第 8 8 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例制定について

議案第 8 9 号 矢掛町振興計画の一部変更について

議案第 9 1 号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）について

議案第 9 2 号 令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 9 3 号 令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 9 4 号 令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 9 5 号 令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 9 6 号 令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 9 7 号 令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

請願第 1 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願

請願第 2 号 国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める請願

請願第 3 号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願

○議長（花川大志君） 日程第 2，議案第 8 0 号から議案第 8 9 号までと，議案第 9 1 号から議案第 9 7 号まで並びに請願第 1 号から請願第 3 号までを，一括議題とし委員長報告を行います。

これらは，今月 5 日の本会議において，各委員会に審査を付託された案件であります。それぞれ委員会の審査も終了しておりますので，報告をしていただきます。

まず，総務文教常任委員長，高月敏文君お願いいたします。2 番，高月君。

○2 番（高月敏文君） それでは，命によりまして，総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る 1 2 月 5 日本会議において付託を受けました，議案第 8 0 号，矢掛町職員の分限に関する条例及び矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について，議案第 8 1 号，矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について，議案第 8 2 号，矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について，議案第 8 3 号，やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について，議案第 8 6 号，矢掛町病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第 8 7 号，矢掛町公立幼稚園条例及び矢掛町公立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例制定について，請願第 2 号，国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める請願の 7 件について，1 2 月 6 日総務文教常任委員会を開催し，全委員出席のもと，条例制定については，副町長以下関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

まず，議案第 8 0 号，矢掛町職員の分限に関する条例及び矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定についての審査では，審査の結果，内容そのものに異議を唱える者はなく，全会一致で了いたしました。

次に，議案第 8 1 号，矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定についての審査では，審査の

結果、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第82号、矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定についての審査では、審査の結果、認定こども園との関係についての質疑がありましたが、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第83号、やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定についての審査では、審査の結果、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第86号、矢掛町病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、審査の結果、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第87号、矢掛町公立幼稚園条例及び矢掛町公立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例制定についての審査では、審査の結果、運営規則についての質疑がありましたが、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

次に、請願第2号、国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める請願について、紹介議員から説明を受けた後、審査を行いました。

審査の中では、「本当に公平であるのか考える必要がある。」「負担等について、トータルで考える必要がある。」「どこで平等性を考えるのか。矢掛町の立場も考える必要がある。」といった反対意見や「誰もが世話になる制度なので、賛成する。」という賛成意見など、いろいろな意見がありました。

審査の結果、請願を可とする意見もありましたが、委員会としては不採択と決しました。

以上が、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。

不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。以上です。

〇議長（花川大志君） 次に、産業福祉常任委員長、土田正雄君お願いいたします。8番、土田君。

〇8番（土田正雄君） それでは、産業福祉常任委員会の委員長報告を行います。

去る12月5日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました、議案第84号、議案第85号、議案第88号の議案3件及び請願第1号、請願第3号の2件につきまして、審査をいたしましたので、その審査経過と結果について、御報告いたします。

委員会は、12月6日午後1時30分から全委員出席のもと、条例制定については、副町長以下関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査をいたしました。

始めに、議案第84号、矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定につきましては、一時預かりについて、また、「やむを得ない事情、一時的な事情の定義はどうか。」などの質疑応答後、条例制定につきましては、全会一致で、原案について了といたしました。

次に、議案第85号、矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定につきましては、入園についての優先順位、保育士の確保についてなどの質疑応答後、条例制定については、全会一致で原案につきまして了といたしました。

次に、議案第88号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例制定につきましては、保育料について、認定こども園への移行内容等の保育士等の説明についてなどの質疑応答後、条例制定につきましては、全会一致で原案について了といたしました。

次に、請願第1号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願につきまして審査いたしましたので、その審査経過と結果について御報告いたします。審査の中では、「労働条件の問題

が関係する。」「まず、職場での改善が必要なのではないか。」また、「これだけの資料では判断できない。」
「経営者側の資料も必要ではないのか。」といった質疑意見がございました。審査の結果としては委員会としては不採択と決しました。

次に、請願第3号、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願につきまして、審査いたしましたので、その審査経過と結果につきまして御報告いたします。審査の中では、「賃金がそれほど安いと思っていないので、今は必要ないのではないか。」また、「経営者側を含めて全体の状況を見たほうが良いのではないか。」また、「賃金は病院の規模などでも違うのではないか。」「労働環境の改善が先ではないのか。」などといった質疑意見がございました。

審査の結果としては、委員会として不採択と決しました。

以上が産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。審査内容につきまして、不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（花川大志君） 続いて、予算決算常任委員長、浅野 毅君お願いいたします。9番、浅野君。

○9番（浅野 毅君） それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

5日の本会議において付託を受けました、議案第89号、矢掛町振興計画の一部変更について、議案第91号、令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について、議案第92号、令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第93号、令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第94号、令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について、議案第95号、令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、議案第96号、令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第97号、令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について、計8議案の審査のため、9日午前9時30分より、予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、副町長以下関係職員の出席を求め、質疑応答により慎重に審査をいたしました。

詳細な内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要について御報告いたします。

まず、議案第89号、矢掛町振興計画の一部変更についてであります。公共の福祉の内容について、重伝建の区域について、振興計画の前期・後期基本計画について、工業ゾーンについてなどの質疑応答後、慎重に審議をした結果、賛成多数で委員会としては了とした次第であります。

次に、補正予算に関する審査内容及び結果についてであります。議案第91号の一般会計の質問内容につきましては、特定空き家解体工事費について、生ごみ処理機購入費補助金について、記念品代等について、商工総務費の給料について、学校管理費の修繕料について、園芸総合対策事業・農業生産整備事業補助金について、ひとり親家庭等医療給付費について、子ども医療費給付金について、アスリート育成強化補助金について、首都圏在住者移住支援金について、共同調理場管理費の報酬について等の質疑応答がありましたが、審査の結果、全会一致で了とした次第であります。

次に、議案第92号及び議案第93号の特別会計及び議案第94号から議案第97号までの企業会計の補正予算に関しましては、議案第92号につきましては、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の表示形式について、議案第93号につきましては、介護支援特別事業委託料についての質疑がありました。議案第94号の補正予算の審査概要でございますが、質疑はなく、また、議案第95号につきましては、特別利益800万円について、議案第96号につきましては、有価証券売却益・減価償却費に

ついて、議案第97号につきましては、特別利益についての説明を求めました。

以上が、議案第92号から97号までの特別会計・企業会計補正予算の審査概要でございますが、特段の異論はなく、全会一致で原案を了とした次第であります。

なお、執行部におかれましては、本委員会での意見・要望等に十分留意され、なお一層、適切な事務・事業の執行に努められますよう求めるものであります。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果であります。

不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（花川大志君） それぞれの常任委員会、委員長からの報告が終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。5番、石井君。

○5番（石井信行君） 先ほど、報告にありました、議案第89号、矢掛町振興計画の一部変更についてについて反対討論を行います。

このたびの、この一部振興計画の変更は、ホテル建設予定地が居住区域になっているために、商業区域に変更するためのものだと考えます。ホテル建設の必要性については、多額の税金を投入するにもかかわらずその必要性は十分検証されておりません。で、具体的に矢掛屋の平成26年度から平成30年度までの宿泊者数が、2万2,898人と示されました。これらを根拠にしたホテル建設ということですが、しかし、平成26年度には、1か月だけで省略しますが、議会に対する決算書で、町が示した資料によりますと、年度別の宿泊者数は平成27年度約5,100人、稼働率28パーセント。平成28年度約6,100人の稼働率33パーセント。平成29年度約6,200人で、稼働率34パーセント、平成30年度の約5,400人で稼働率30パーセント。ホテルの稼働率の営業維持の限界が60パーセントと言われてますから、どれも下回っています。で、蔵INNも6室10数ベッドがあるので、このホテルの増設の必要性はない。税金を更に使ってこのホテル建設に道を開くこの一部変更はどうしても納得いきません。で、ホテルは町民が宿泊することは殆どありません。で、この変更計画の中に、公共の福祉を優先させるというのがあるんですが、町民にとって、直接の利益を享受するということができないものに町の税金を支出するのは間違いではないかと考えます。更に、矢掛屋なんですが、平成30年度7月豪雨の際に宿泊や、飲食の売り上げが減少したとして7月から9月までの管理手数料1,620万円が全額無料になっています。このように見てくると、これらのホテル建設への投入がある一部の所に流れる虞がある。そういう意味で、このホテル建設につながる、議案第89号、矢掛町振興計画の一部変更については、断固反対することを申し述べて、反対討論を終わります。

○議長（花川大志君） 8番、土田君。

○8番（土田正雄君） 私は、議案第89号、矢掛町振興計画の一部を変更について賛成の立場で討論を行います。

この振興計画の一部変更については、あくまでも重伝建の保存地区の選定について必要な事項であり、用途区域の変更、こういったものには全く関係ないと思いますので、私はこの議案第89号に賛成をいたします。終わります。

○議長（花川大志君） その他討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。

先ほど、議案について討論がありました。議案の性質上、議案第80号から議案第88号までの条例制定案件、議案第89号の計画変更案件、議案第91号から議案第97号までの補正予算案件、請願第1号から請願第3号までにつきましては、それぞれ分離して採決を行います。

これより採決を行います。まず、討論のなかった議案から採決を行います。

お諮りいたします。議案第80号から議案第88号までの条例制定案、議案第91号から議案第97号までの補正予算案については、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号、矢掛町職員の分限に関する条例及び矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について、議案第81号、矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について、議案第82号、矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第83号、やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第84号、矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について、議案第85号、矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について、議案第86号、矢掛町病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第87号、矢掛町公立幼稚園条例及び矢掛町公立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例制定について、議案第88号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例制定について、議案第91号、令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について、議案第92号、令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第93号、令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第94号、令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について、議案第95号、令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、議案第96号、令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第97号、令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決決定されました。

また、請願第1号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願、請願第2号、国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める請願、請願第3号、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願はいずれも、不採択と決しました。

議案第89号について採決を行います。先ほど、賛成、反対、それぞれ討論がありましたので、起立による採決を行います。なお、採決にあたっては案件を可とする原則に従って行います。議案第89号を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（花川大志君） 起立多数と認めます。御着席ください。

よって、議案第89号矢掛町振興計画の一部変更については、可決決定されました。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。

したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、また、

各常任委員会での調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思います。  
これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。

よって、次期議会の会期、日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会での調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

更に、お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日を以って令和元年第4回矢掛町議会第4回定例会を閉会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。

よって令和元年第4回矢掛町議会第4回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和元年第4回矢掛町議会第4回定例会につきましては、9日間の会期でありましたが、上程いたしました条例改正や補正予算案など、20議案につきまして、慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり、御決定をいただきまして、まことにありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました、貴重な御意見や、御提言につきましては、今後、十分検討させていただきますと存じます。

さて、先般、政府は、令和2年度予算に係る基本方針として、新経済・財政再生計画で示された、真に必要な財政需要の増加に対応するため、本格的な歳出改革として、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除し、予算の中身を大胆に重点化するとの方針であります。

本町といたしましては、今後、本格的に新年度の予算編成に着手いたしますが、こうした政府方針などの情報収集に努めながら、振興計画の基本理念に沿って、また、人口増につながる事業など、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

議員の皆様におかれましても、一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。年の瀬に向け、何かと、慌ただしさを増してまいりますが、どうぞ、議員皆様におかれましては、健康にお気をつけて、お過ごしいただきますとともに、輝かしい新年を迎えられますよう、御祈念申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

本日は、大変ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** すべての日程も終え、町長からの御挨拶も終わりました。

以上をもちまして本定例会を閉会といたします。

議員の皆さん、職員の皆さんには、年の瀬も押し迫り、何かと慌ただしいことと存じますが、お身体御自愛いただき、明けて令和2年、輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げます。

なお、この後、10時30分から議会全員協議会を開催いたします。議員及び関係者の皆さん方にはお時間までに、全員協議会室へ御参集くださいますようお願いいたします。

それでは、みなさん、お疲れさまでした。閉会。

午前10時10分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和      年      月      日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員